2016

第一勧業信用組合の現況

気軽で温かみのある

DKC 第一勧業信用組合

目　次

ごあいさつ……1
未来へのチャレンジ創業支援室のご紹介……2
未来へのチャレンジ地方連携室のご紹介……4
地域とのふれあい（ふれ愛くらぶ）……6
地域とのふれあい（かんしんくらぶ）……9
当組合戦略部署のご紹介……10
当組合に係る新聞紙上への掲載記事……12
経営理念・平成 28 年度の重点施策……16
中期経営計画「かんしん Smile50」……17
「クレド」の制定……18
当組合の組織図……19
役員一覧……19
当組合教育制度のご紹介……20
当組合とみずほフィナンシャルグループとの関係……21
総代会……22
リスク管理……24
コンプライアンス……25
お客さまニーズへの対応……29
地域密着型金融への取り組み状況……29
金融円滑化の取り組み……30
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……31
商品・サービスのご案内……32
ATM 利用のご案内……40
営業店一覧……41
当組合の子会社……42
経営資料（単体）……44
経営資料（連結）……58
自己資本比率規制への対応（単体）……61
自己資本比率規制への対応（連結）……67

気軽で温かみのある

第一勧業信用組合

本店全景

当組合の概要

（平成 28 年 3 月末現在）

- 名　　称：第一勧業信用組合（略称 かんしん）
- 所 在 地：東京都新宿区四谷 2-13
- 設　　立：1965 年（昭和 40 年）5 月 10 日
- 事業内容：中小企業・小規模事業者ならびに一般個人のための金融機関
- 営業地区：東京都一円
- 店 舗 数：26 店舗（22 支店（本店営業部含む）、4 出張所）
- 出 資 金：112 億 5,192 万円
- 純 資 産：113 億円
- 預金･積金：3,131 億円
- 貸 出 金：2,318 億円
- 組合員数：44,347 名
- 役職員数：364 名

ごあいさつ

当組合は、本年５月をもちまして創立51周年を迎えることができました。これもひとえに、皆さまのご愛顧の賜物とあらためて感謝申しあげます。

現代は、物や金から人、均一性から多様性、量から質へと時代が変化しています。この時代において地域金融機関としての信用組合の役割は益々重要となってきており、当組合はこの時代や社会の要請に本気できめ細かく応えていく所存です。

東京を元気にするために、若者や女性の創業・起業を積極的に支援いたします。創業期の企業へ出資を行う「かんしん未来ファンド」、融資ニーズには「かんしん未来ローン」、創業者のネットワークづくりには「かんしん未来くらぶ」と、当組合は創業者へのあらゆる支援を惜しみません。

また、組合員の事業内容を正しく評価する「目利き力」ナンバーワンの金融機関を目標としています。これは「過去」の実績に基づく従来型の金融と決別し、担保や格付に頼らず、地域の組合員の皆さまに寄り添い未来をともに語り合える「未来志向の組合」を目指すものです。

さらに、当組合は東京だけではなく、信用組合の相互扶助の精神に基づき地方の信用組合とも提携し、地方創生にも貢献してまいります。

「地域金融機関のトップランナー」として未来を見据えて走り続ける私ども第一勧業信用組合に今後とも一層のご愛顧をたまわりますよう心よりお願い申しあげます。

平成28年7月

理事長　新田信行

第一勧信！未来

■創業支援室（平成 27 年 11 月新設）
第一勧信は若者・女性を応援します。

1．創業者・アーリーステージ企業向けの商品、交流会等

① 「かんしん未来ファンド」
着実な成長の実現に向け、長期的・安定的な資金の提供

② 「かんしん未来ローン」
設備資金・運転資金に対応する無担保のプロパー貸出商品

③ 「女性・若者・シニア創業サポートローン」
東京都との創業サポート事業に基づく低利制度融資

④ 「未来へのコラボ」
日本政策金融公庫との協調融資商品

⑤ 「かんしん未来くらぶ」
今後の経営のために、若手経営者、女性経営者、支援者間の交流を深めるために設立された会員制くらぶ

へのチャレンジ！

第一勧信は、東京を元気にするため、
若者や女性の創業・起業を積極的に支援いたします。

2．他機関との連携状況

① 日本政策金融公庫との協調融資商品創設
② 江東区で「地域クラウド交流会」開催予定
（主催：江東区、共催：第一勧業信用組合、江東信用組合）
③ 東京理科大学と産学連携協定締結
④ 特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ（公開会社を目指すベンチャー企業支援組織）との連携

3．トピックス

① 「東京アクセラレーター」の実施
東京エリアのベンチャー企業等に対して、様々なサポートを行い、その企業価値の飛躍的ま向上を目指すプログラム
② インターネットラジオ番組配信
スモールサン（中小企業サポートネットワーク）を通じて、毎月第一火曜日に配信（YouTube で聴取可能）

第一勧信！未来
地方連携への取組

（左）塩沢信組 小野沢理事長　（中央）糸魚川信組 黒石理事長

本店２階 地方連携オフィス

物産展の様子（本店営業部）

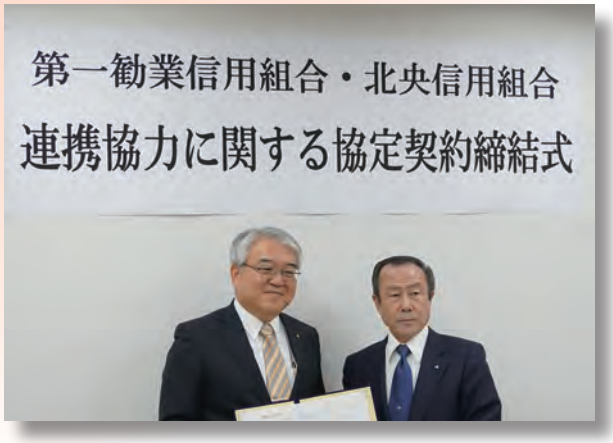

（右）北央信組　足立前理事長（現理事相談役）

☆目的☆

相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献することを目的としています。

☆地方連携での実施事項☆

① 地域貢献・活性化活動に関すること
② 組合員が行う事業の利用促進・販路拡大等に関すること
③ 組合員の利便性向上に関すること
④ 商品開発に関すること
⑤ その他目的を達成する為に必要な事項に関すること

へのチャレンジ！

《地方と東京を結ぶ組合》

（左）いわき信組 江尻理事長　（中央）秋田県信組 北林理事長

（左）君津信組 宮澤理事長

物産展の様子（秋葉原支店）

（左）飛騨信組 林会長

☆地方連携での実施事項☆

◎連携先の信用組合のオフィスとして……

① 当組合本店２階を 【地方連携オフィス】として開放、各信用組合が商談スペース・ビジネスマッチングの場としていつでもご利用いただけます。

② 採用活動において関東方面へ進学した学生への地元企業の PR の場として、ご利用いただけます。

③ 就職活動で地方と東京を行き来する手間や費用を少しでも省けるような場としてご利用いただけます。

【連携先信用組合（H.28.6.20 現在）調印日順】	
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢 1221-4
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町 1-8-41
北央信用組合	北海道札幌市中央区南 1 条西 8-7-1
いわき信用組合	いわき市小名浜花畑町 2-5
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町 4-5
君津信用組合	千葉県木更津市潮見 3-3
飛騨信用組合	岐阜県高山市花岡町 1-13-1

地域とのふれあい

ふれ愛くらぶ

第一勧信年金友の会「ふれ愛くらぶ」は、当組合に年金をお振込みいただいているお客さま、およびご予約をいただいたお客さまで構成しております（入会・年会費は無料です）。「ふれ愛の旅」の催しをはじめ、盛り沢山の「ふれ愛サービス」を実施させていただいております。

会員数は、約 14,500 名となりました。

【特典】

1．お誕生日プレゼント
毎年、お誕生日に素敵なプレゼントをお届けします。

2．観劇会
年１回、特別料金でご案内します。

3．ふれ愛の旅
毎年実施する日帰りおよび１泊２日の旅行にご優待します。

4．お得な定期預金
優遇金利で定期預金をご案内します。

会員構成	
「ふれ愛くらぶ ゴールド会員」	「ふれ愛くらぶ シルバー会員」
当組合に年金のお振込指定をいただいているお客さま	当組合に年金のお振込指定のご予約をいただいた 55 歳以上のお客さま
お申し込みは、窓口または営業担当者までお願いします。	

「ふれ愛くらぶ」の活動についてご報告します。

★観劇会

・平成28年５月、中野サンプラザホールを貸し切り、「北島三郎ＤＫＣ特別公演」を約2,500名のお客さまにお楽しみいただきました。
新田理事長から、日頃のご愛顧の感謝を込めて、お礼のご挨拶をさせていただきました。

平成 27 年 4 月、日帰り旅行　横浜「カップヌードルミュージアム＆飲茶食べ放題」を実施しました。
421 名のお客さまにご参加いただきました。

平成 27 年 11、12 月「ふれあいの旅　焼津黒潮温泉旅行」を実施しました。
539 名のお客さまにご参加いただきました。

当組合は地域の一員として地域の発展に貢献することを経営理念に掲げ、金融業務を通じた地域貢献はもとより、お客さまが開催されるイベント等に積極的に参加します。これにより、お客さまとの「Face to Face」の繋がりを更に深いものとし、地域の発展に貢献します。

地域イベントへの参加を通して、地域の活性化をお手伝いしました。

●町内会行事等

・商店街感謝祭
・新年会
・節分会
・納涼会
・ラジオ体操　等

●地域イベントへの参加実績
（平成27年度）

イベント	参加件数
祭礼行事	45
町内会行事等	230
計	275

●祭礼行事

・菖浦まつり
・朝顔まつり
・蒲原神社祭礼
・八幡神社祭礼
・氷川神社祭礼　等

地域とのふれあい

かんしんくらぶ

「かんしんくらぶ」は、取引先企業との情報交換やビジネスマッチングの場の提供、金融関連の相談や会員相互のコミュニケーション強化を図る諸事業を行う目的で結成された当組合お客さま向けの会員制組織です（入会・年会費は無料です）。

会員数は、現在約 470 名です。

「かんしんくらぶ」の活動についてご報告します。

・平成27年12月には、全営業店で年末懇親会を開催しました。

「かんしん便り」は当組合と地域の皆さまの情報交換のツールです。

かんしん便りの表紙
Vol.11

かんしん便りの表紙
Vol.12

かんしん便りの表紙
Vol.13

・「かんしん便り」は、当組合とお取引をいただいているお客さまやお取り扱い商品のご紹介、当組合の営業店職員や店舗周辺の地域の紹介等を目的とした情報紙です。

平成26年３月に創刊し、以降、年４回（３月、６月、９月、12月）発行しております。当組合と地域の皆さまとの情報交換ツールとして、今後も内容をさらに充実させてまいります。

当組合戦略部署のご紹介　（私どもが担当します。）

当組合の戦略部署をご紹介させていただきます。
お客さまの多様なニーズにお応えし、「お客さま第一主義」を実践するために、全力で取り組んでまいります。

■業務推進部：資産運用全般のご相談に対応します。

■総合コンサルティング部：お客さまの各種ご相談に親身になって対応します。

◉ FP 資格等を持つ経験豊富な「主任相談員」を各店別に配置しています。
◉直接お客さまを訪問し、専門性の高いコンサルティング営業を行っています。
◉お客さまの悩みやニーズに対して、お客さまと同じ立場に立って解決を図る良き相談相手を目指しています。

個人のお客さま

◉資産運用相談（定期預金、投資信託、各種保険）
◉その他、くらしとお金に関する相談全般

お客さまごとのご資産、家族構成、投資に関する方針等に応じて、定期預金、投資信託、保険等の豊富なラインアップの中から、ベストなポートフォリオをご提案致します。
NISA や生命保険料に係る所得控除等、お客さまのお役に立つ制度の活用アドバイスも積極的に行っています。

法人のお客さま

◉営業斡旋、ビジネスマッチング
◉その他、事業承継等経営上の相談全般

各種営業斡旋等のビジネスマッチング、事業承継等、経営者のニーズや悩みに正面から向き合いかつ共有化して対応しています。
昨今は経営者のニーズも多様化しており、親密金融機関である「みずほグループ」の企業やネットワークも活用してスピーディな対応を図っています。

ご相談はこちらまで　TEL 03-3358-0814

■事業戦略室：お客さまと一緒に経営課題を解決してまいります。

【お客さまに対する当室サポートイメージ】

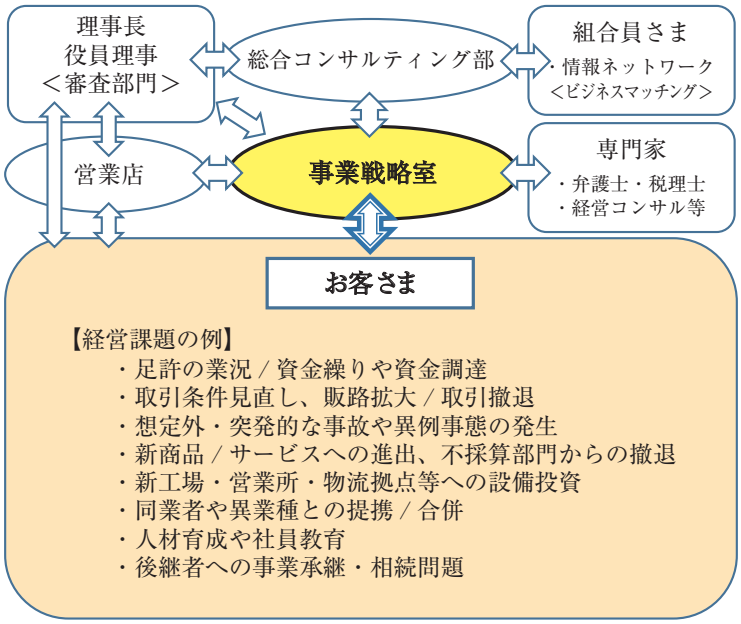

◉お客さまの悩みは即ち当組合の悩みそのものです。私どもは、直接お会いして話を伺い、悩みを共有するところから始めます。そして、お客さまと同じ目線で考えるべく、ご商売の中身も十分勉強させていただきます。

◉特に、工場や店頭の見学を通して、自ら体感し理解することを大事にいたします。そのうえで、課題解決や将来構想の実現を一緒に目指してまいります。

◉課題解決のためには専門家（弁護士・税理士・経営コンサル等）の知見も活用し、必要に応じ「総合コンサルティング部」とも連携のうえ商斡旋や物件紹介等ビジネスマッチングも進めてまいります。

◉理事長をはじめ、役員理事や審査部など組織内の意思決定機関と直結し、スピーディーにサポートを進めてまいります。

ご相談はこちらまで　TEL 03-3358-0818

当組合に係る新聞紙上への掲載記事　（平成27年7月～平成28年6月）

記事表題一覧

新聞・雑誌に掲載されました当組合の記事につき、以下の通りご紹介します。

（平成 28 年 6 月 30 日現在）

掲載日	No.	新聞名	記事表題
平成 27 年 7 月	1	全国信用組合新聞	「亀有支店」を移転開店 預金 245 億円で再スタート
	2	ニッキン	人事評価の制度刷新　顧客貢献度を指標に
	3	ニッキン	新人をリクルーターに任命　大学・後輩との架け橋に
平成 27 年 8 月	4	しんくみ	あるべき姿へ、こつこつと真摯に進んでいく
平成 27 年 9 月	5	ニッキン	手作り企画で 50 周年の感謝　第一勧業信組、総代と祝う
平成 27 年 10 月	6	全国信用組合新聞	羽田支店が移転オープン　0.175％に記念定期
	7	Big Life 21	「地域」に寄り添い、「人」に寄り添う信用組合 担保保証や格付けによらない貸出で中小企業を救え！
平成 27 年 11 月	8	全国信用組合新聞	起業家のコミュニティ組織や創業者向けファンドを創設 地域に定着する企業群の育成へ
	9	日本経済新聞	信組、ファンド続々　第一勧業は来月 若者の起業支援
平成 27 年 12 月	10	全国信用組合新聞	地域経済活性化ファンドを設立　FVC㈱と共同運営 全信組連の資金供給制度で
	11	ニッキン	創業支援し循環機能果たす
	12	ニッキン	創業支援へ活動本格化　全信組連とファンド設立
	13	ニッキン	「自己変革」で研修　ベテラン職員が対象
	14	ニッキン	リスクマネー提供本格化　4 信組がファンド導入　ネットで資金調達拡大
	15	ニッキン	漫才で会話力 UP
	16	金融財政事情	第一勧業信用組合が全信組連の出資を受けて創業支援ファンドを設立
	17	金融経済新聞	若者・女性の創業支援　信組初の都市型ファンド
平成 28 年 1 月	18	全国信用組合新聞	「申年」生れの年男に聞く 私の新春と '16 年の展望（新田理事長）
	19	全国信用組合新聞	「地方連携室」立ち上げ 全国の信組と協働事業 塩沢、糸魚川信組と覚書調印へ
	20	全国信用組合新聞	東京理科大と産学連携協定 中小企業に技術開発・教育の支援
	21	ニッキン	東京理科大と産学連携
	22	しんくみ	若者、女性等で起業・創業を目指す方、アーリーステージの事業者を対象に地域活性化ファンドを設立
	23	時事通信社	第一勧業信組、東京理科大と連携協定 中小企業の技術開発支援
	24	金融経済新聞	東京理科大と包括協定　中小企業のモノづくり支援で
平成 28 年 2 月	25	全国信用組合新聞	関東財務局 第一勧業信組が取組事例発表 都内信組・信金の意見交換会「事業性評価」等テーマに
	26	全国信用組合新聞	地域貢献で連携協定を締結 第一勧業、塩沢、糸魚川信組
	27	ニッキン	子育てのしおり作成　ママ職員と所属長に配布
	28	ニッキン	「新田理事長に聞く」創業支援、東京と地方結ぶ
	29	ニッキン	初の「叱られ方」研修 若手が受け止め方学ぶ
	30	ニッキン	塩沢・糸魚川信組と「特産フェア」 地方と東京結ぶ
	31	日本経済新聞	きん言「若者や女性の起業への支援は地元を知る信用組合だからできる」
	32	時事通信社	「地域に活力」東京の若者・女性の創業を支援
	33	しんくみ	東京理科大学と産学連携協定を締結
	34	日本経済新聞	新潟と東京の 3 信組が連携　食材紹介など
	35	金融経済新聞	他地区信組と連携推進 塩沢、糸魚川と第 1 弾 イベントも開催
	36	金融経済新聞	塩沢、糸魚川、第一勧業 3 信組 東京―新潟つなぐ広域連携 販路拡大、雇用で 他信組にも門戸開く

（平成 28 年 6 月 30 日現在）

掲載日	No.	新聞名	記事表題
平成 28 年 3 月	37	全国信用組合新聞	地域活性化ファンドが初投資　創業支援ローンも実行
	38	全国信用組合新聞	女性経営者が集うセミナーに八十名 起業をめざす女性達も
	39	金融財政ビジネス	新田理事長インタビュー 目利き力で若者・女性の創業支援
	40	金融経済新聞	若手、女性経営者を支援「未来くらぶ」立ち上げ
	41	日刊工業新聞	若手の起業・創業支援「未来投資」ファンド設立
平成 28 年 4 月	42	全国信用組合新聞	優績渉外マン物語（巣鴨支店 / 川村職員）
	43	全国信用組合新聞	北海道と東京を結び連携協定 広がる東京・地方のネットワーク 第一勧業と北央信組
	44	全国信用組合新聞	秋田県、いわき、君津信組とも提携 6 信組と協定交す 拡がる東京・地方の連携
	45	全国信用組合新聞	創業で協調融資商品 日本公庫と連携
	46	全国信用組合新聞	連携信組も参加し特産品販売会 年金感謝デーに粗品も
	47	ニッキン	新入職員に贈るトップの言葉 非営利、相互扶助の精神で
	48	ニッキン	800 キロの距離越え提携 取引先支援などで協力
	49	ニッキン	地方 7 信組と連携加速 本店を商談や採用に開放
	50	金融経済新聞	女性切り口の取り組み盛ん 経営者・創業支援、女性活用の活発化
	51	しんくみ	信用組合と地域密着型金融
	52	金融経済新聞	広域連携の動き急 6 都道県、7 信組が参加
平成 28 年 5 月	53	全国信用組合新聞	起業家と企業価値高める 育成プログラムを創設 数ヶ月かけベンチャー企業を育成 アクセラレータープログラム 5 ～ 10 社選抜しサポート
	54	ニッキン	日本公庫と連携 創業支援へ新商品
	55	ニッキン	第一勧業信組東銀座支店 創業資金、2 ヶ月で 21 件 外部機関と信頼を構築
	56	日本経済新聞	第一勧業信組がベンチャー育成
	57	金融経済新聞	日本公庫と協調融資商品 創業者支援に特化
	58	日刊工業新聞	ゼロワンと組み都内起業家支援
	59	時事通信社	「アクセラレーター」実施 ベンチャーの成長促進―地域金融で初
	60	Fuji Sankei Business i	東京の起業家育成プログラムを提供 第一勧業信組と 01 ブースター
平成 28 年 6 月	61	全国信用組合新聞	拡大する地方信組との連携 7 信組目 飛騨信組とも協定交わす
	62	全国信用組合新聞	若手経営者が交流 第 2 回かんしん未来くらぶ
	63	ニッキン	全東栄信組と第一勧業信組「相互扶助の仲間」が交流
	64	Fuji Sankei Business i	第一勧業信組と飛騨信組が連携協力
	65	金融財政事情	地域金融機関初となるアクレラレータープログラムを実施
	66	全国信用組合新聞	年金感謝デーに地方物産展 北央、秋田県、いわき、君津、塩沢 糸魚川、飛騨 連携協定結ぶ七信組と協力し
	67	Fuji Sankei Business i	創業支援、地方創生に動き出す

記事内容

掲載記事の内容については、以下の通りです。（一部についてご紹介します。）

左記 No.38

第一勧業

女性経営者が集う セミナーに八十名

起業をめざす女性達も

第一勧業信用組合（新田信行理事長、本店・新宿区、預金3208億円）は三月十六日、本店で「女性経営者の集い」を催し、八十名がセミナーに参加し交流を深めた。

同信組では昨年「創業支援室」を立ち上げ、若者や女性の創業支援にも取り組み、昨年十一月には創業希望者や創業間もない事業者の発掘を行う「インデペンデンツクラブ」と提携しセミナーを共催。今回はとくに「女性」に絞り、飛躍をめざす若い女性経営者や創業を志す女性を対象とするセミナーを企画した。

開会にあたり新田理事長は「女性の感性と創造力が活かされる時代になってきた」と述べ、「第一勧信では『女性経営者を応援する』をスローガンの一つにしている」ことを披露した。

セミナーでは(1)立川真由美「ディーフィット」代表（化粧雑貨の企画販売）、(2)時田由美子「CURUCURU」代表（女性向けゴルフライフ事業）、(3)柳澤由香「プチホヤージュ」代表（子育て期の女性向け相互支援ネットワーク）の三氏がそれぞれの事業概要や成功体験等を事例発表し、参加者の交流会も催した。

左記 No.53

数カ月かけベンチャー企業を育成

アクセラレータープログラム 5〜10社選抜しサポート

起業家と企業価値高める育成プログラムを創設

第一勧業信用組合

第一勧業信用組合（新田信行理事長、本店・新宿区、預金3131億円）は五月十八日、創業支援などを行う㈱ゼロワンブースターと連携し、都内の起業家や事業者を育成する「東京アクセラレータープログラム」を開始した。アクセラレータープログラムとはベンチャー企業を対象に、プログラム参加企業をコンテストで公募・選抜し、数か月かけて専門家による指導やサポートを実施して企業価値を飛躍的に高める事業。欧米ではベンチャー育成策として定着し、日本では大手企業が社外ベンチャーの育成などを狙いに実施し、金融機関では初の試みとなる。ベンチャー企業の持つアイデア・行動力、第一勧業のネットワークと経営資源、㈱ゼロワンブースターのサポート力で新しいビジネスを「共創」し、東京を活性化させる狙いだ。

ベンチャー支援の㈱ゼロワンブースターと連携

新田理事長

「東京アクセラレータープログラム」は、七月六日と二十一日に、「革新的な事業を立ち上げ、加速させたい企業」（起業家、ベンチャー企業と一般企業も含む）を対象に説明会を開き、「ビジネスコンテスト」で参加企業を公募。

八月二十九日までに応募のあったプランを書類選考し、九月二十一日の最終選抜コンテストを行い、五社〜十社程度のプログラム参加企業を選出。選抜された企業には十万円の賞金が提供される。

九月から来年二月までを支援期間とし、メンタリング（専門家によるサポート）や、ネットワークの活用、出資・融資を検討していく。支援期間終了後には成果の発表を行う。

参加企業のメリットとしては「金融機関の関わるアクセラレーターから支援を受けるという信用力の向上」、「出資や融資の提供」、「第一勧業、ゼロワンブースターによる支援ネットワークの活用」、「事業計画に沿った具体的で緻密なサポート」などがあげられ、出資は第一勧業信組の「かんしん未来ファンド」のスキームを活用（全信組連の中小事業者等支援向け資金供給制度を利用した地域活性化ファンド）、また融資は低利の「かんしん未来ローン」が提供される予定で、「金融のプロフェッショナルが当該企業に最適な資本構成による資金調達ができるようにサポートしていく」。

プログラム期間中に参加企業の企業価値を向上させる「サポート役」（メンターと呼ぶ）は、㈱ゼロワンブースターのスタッフと企業支援の専門家、さらに第一勧業信組の役員、本部の創業支援室、総合コンサルティング部の職員、また職員から公募した六名の幹部（営業店の営業課長クラス）らで構成。第一勧業東京アクセラレータープログラムを機に、職員のスキル向上にも役立てていく考えだ。

提携した㈱ゼロワンブースター（本社・港区）は、新規事業・開発支援、コンサルティング、人材研修・教育事業の運営などを行う2003年設立の事業会社。国内でアクセラレータープログラムを運営する数少ない事業者で、これまで「学研」や「森永製菓」、「中小企業基盤整備機構」など国内最多の実績を誇る。

第一勧業ではアクセラレータープログラムへの応募数では百社以上を想定しているが、選抜に漏れた事業所の経営相談や取引についても積極的に対応していく方針で、新規取引の拡大にも期待している。

※

十八日に第一勧業・本店で行われた記者会見で新田理事長は「融資と出資、経営サポートを最適なバランスで提供する日本初の地域密着型アクセラレータープログラム」に取り組むことになった背景について大要次のように語った。

「起業や転業、新事業展開を支援し、地域に根付く起業群の育成によって地域経済を活性化することこそが信組の使命であり、とくに実績はないが、やる気や技術力のある若者や女性などの支援は重要な取り組みだと位置づけている。

そのため昨年十月に創業支援室を立ち上げ、デットとして「かんしん未来ローン」、エクイティとして全信組連の協力を得て「かんしん未来ファンド」を創設した。

事業家を支援する「かんしん未来クラブ」も創設し、百社を超す起業家や創業間もない経営者が集い、サークル活動、セミナーでのスキルアップなどで切磋琢磨している。

今年四月には日本政策金融公庫と提携し、東京では初の提携商品「未来へのコラボ」（協調融資商品）を取り扱ったほか、東京理科大学と産学連携で提携し、新事業の根を育て始めた。

この一連の取り組みで創業、起業支援の体制が整った。今回のアクセラレータープログラムの取り組みは、我々の体制構築についてアクセルを踏んで加速させるという意味もある。

「東京を変える」との思いで未来志向の育てる金融に取り組むことを決意した。我々は多くの地方信組と連携し、「地産都消」の取り組みなどを進めている。今回のプログラムを地方の信組に提案し、各地でアクセラレータープログラムが誕生することを夢見ている」。

左記 No.66

第一勧信

北央、秋田県、いわき、君津、塩沢、糸魚川、飛騨

年金感謝デーに地方物産展

連携協定結ぶ七信組と協力し

写真・上は君津、秋田県信組が出展した秋葉原支店
下・本店では北央、いわき、飛騨が物産品を出展した

第一勧業信用組合（新田信行理事長、本店・新宿区、預金3131億円）は六月十五日、公的年金の定時払にあわせて二か月ごとに開く「年金感謝デー」で、「連携協定」を結び東京・地方の信組相互のネットワークづくりをめざす七信組とその取引者らが参加する「地方物産品販売会」を催し、この日全店あわせて約三千名の年金受給者が来店する賑わいを見せた。

地方物産展の開催に踏み切ったのは連携協定を結ぶ北央、秋田県、いわき、君津、塩沢、糸魚川、飛騨の七信組。

物産販売会は二十六の本・支店のうち本店・秋葉原・大森駅前・亀有支店の四店舗で開催し、七信組の取引先がそれぞれの特産品を並べ販売したほか、全店に訪れる年金受給者にも地方物産品を配布した。

本店では「アスパラ」や「メロン」（北央）、「芽子にんにく」「納豆」（いわき）、「飛騨カレー」（飛騨）、秋葉原支店では「いぶりがっこ」の漬物や「あいかわこまち米」（秋田）、「のこぎり山ハーブクーヘン」「南総ワール」（君津）、大森駅前支店では「マンゴー」「魚沼産コシヒカリ」「黒舞茸」「米粉ドーナツ」（塩沢）、亀有支店では「わかめ」や「一夜干しいか」「甘エビのさつま揚げ」「メギス」（糸魚川）など、東京では手に入らない各地の名産品が飛ぶように売れ、この日のために上京し陣頭指揮を執る理事長の姿も見られた。

また各信組と「地方創生」の包括連携協定を結ぶ県・市の自治体も出展し、信組とともに地元の名産品を紹介していた。

左記 No.45

創業で協調融資商品

第一勧業　日本公庫と連携

また第一勧業信組は四月二十日、日本政策金融公庫と連携協力し、創業事業者向けの協調融資商品「未来へのコラボ」の取扱いを始めた。信組が公庫と連携し創業支援に特化した協調融資商品を取扱うのは都内では初めて。

「未来へのコラボ」は第一勧信の「かんしん未来ローン」と公庫の「中小企業経営力強化資金」のパッケージ融資商品。社会や地域に貢献する前向きな事業の創業者や、創業間もないアーリーステージ（概ね創業後3年以内）を対象に運転資金・設備資金を融資するもので、限度額は二千万円（融資割合は5対5）。

パッケージのうち「かんしん未来ローン」は融資期間七年以内、変動金利で原則無担保、第三者保証人は不要だが法人は代表者の連帯保証が必要。公庫の「中小企業経営力強化資金」は運転資金七年、設備資金二十年以内。固定金利で原則無担保、無保証人での取扱い。認定支援機関である第一勧信による事業計画策定をもって支援の可否を決定。実行後は年一回、二年間のフォローアップを行う。

同信組と公庫は二十七年六月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結。二十七年度は連携融資として三十五件（3億5800万円）を実行した。今回のコラボにより一年で融資件数百件、融資額は十億円をめざす。

左記 No.20

第一勧業

東京理科大と産学連携協定

中小企業に技術開発・教育の支援

連携協力に関する協定書　調印式

第一勧業信用組合（新田信行理事長、本店・新宿区四谷、預金3208億円）は一月十八日、中小企業に対する技術開発や技術教育の支援を通して地域活性化に貢献することをめざし、学校法人東京理科大学（本部・新宿区神楽坂）と「産学連携協力に関する協定」を締結するとともに、同大学の子会社で研究成果の事業化や大学発ベンチャーの創出などに取り組む東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社（理科大IM）とも「連携協定」を結んだ。

東京理科大学は創立百三十五年を迎える理工系の私立総合大学で、企業との共同研究など産学連携事業や、大学の研究シーズの事業化にも力を入れており、文科省の統計によると中小企業との共同研究に伴う研究費受入額ではトップクラスにランクされている。

第一勧信と東京理科大の産学連携の活動内容は、

（理科大が第一勧信に求めるもの）①広域顧客活性化活動への参画②共同研究先の紹介③技術相談先の紹介④第一勧信のファンド出資企業への技術等の提供⑤講演会等（講演会・ゼミナー・見学会）の開催

（第一勧信が理科大に求めるもの）①顧客企業等の技術評価②顧客企業等との共同研究・技術相談③講演会等への参加④ファンド出資企業の事業評価⑤ファンド出資企業への技術協力。

（期待できる効果）①講演会等を実施することにより顧客企業に対し理科大の研究シーズを紹介し、共同研究・技術相談等に繋げる②共同研究・技術相談等により顧客企業の競争力強化を図ることができる③第一勧信が保有する中小企業の企業ニーズを把握することにより、理科大の研究活動と東京都所在企業との連携が効果的に実行できる―などで、また理科大IMとは⑴地域経済活性化や技術シーズ、知的財産についての情報提供及びマッチング等の共同支援事業、⑵ベンチャー企業創出を試みる個人・法人等への情報提供や共同支援事業を実施する。

一月十八日は本店で「調印式」が開催され、第一勧業信組の新田理事長、理科大の横倉隆理事、理科大IMの片寄裕市社長、全信組連の米谷達哉専務理事らが出席。新田理事長は「中小企業や若者・女性が手がける新事業、先進的な技術の事業化を支援することで新たな企業価値を創造し、東京の活性化に貢献したい」と挨拶。横倉理事は「産業界との共同研究の一層の強化、研究の事業化推進につなげたい」と述べた。

同信組は「若者女性を応援する信組」をスローガンに掲げ、昨年十一月に「創業支援室」を設置、十二月には全信組連等と「かんしん未来ファンド」もたち上げ創業支援体制の強化に取り組んでいる（写真＝右が新田理事長、左が横倉理事）。

左記 No.62

第一勧信

若手経営者が交流

第2回　かんしん未来くらぶ

第一勧業信用組合（新田信行理事長、本店・新宿区、預金3131億円）は六月九日、本店で起業家や若手経営者同士の出会いの場を提供する第二回「かんしん未来くらぶ～食の交流会～」を開催し、約八十名が参加した。

「未来くらぶ」は女性や若者を支援する取り組みの一環として今年二月、若手経営者や起業を志す事業家の交流組織として創設し、これまでにセミナーや勉強会を開催してきた。

またそれら創業者やアーリーステージにある起業者らのため、昨年十二月にはファンドを設立するなど資金面での支援も行う。

交流会で挨拶した新田理事長は〝食〟にテーマを絞ったことについて「街づくりや商店街の活性化においてメインとなるのは食。創業、アーリーステージの分野でも食に関わるものが非常に多い」と述べ、交流会では①「横丁ビジネスの仕組み」（三浦正臣店舗ナンバーワン代表）②「ネットに使われるのではなく使うには」（高橋洋太SARAH代表）と題する講演を催した。

懇親会では食に関連した様々な業種の創業者ら情報交換やネットワークづくりに活発に交流していた。

経営理念・平成 28 年度の重点施策・当組合の考え方

当組合は、東京都内全域を営業地区とし、地域の事業者や個人の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

私どもの店舗のある都内各地域では、数多くの事業所が生産活動・販売活動等を続けておられ、また、その事業所で働く多くの経営者・従業員の皆さまと、その地域で生活する多数の個人の方々がいらっしゃいます。こうした地域社会の皆さまに一番身近な金融機関として、「地域とのふれあいおよび地域への貢献」こそが、私どもの最重要事項であり、果たすべき役割であると考えております。

このような社会的使命と役割を果たすために、私どもは経営理念を掲げ、その実現を目指して全職員が日々努力を重ねております。

経営理念

地域とのふれあいを大切にし、皆さまの幸せに貢献いたします。

平成 28 年度の重点施策

1．若者・女性を応援する組合
2．地方と東京を結ぶ組合
3．食文化を支える組合
4．街づくりに貢献する組合

当組合の考え方

＜信用組合の社会的使命・役割について＞

当組合は、信用組合として上記のような社会的使命と役割を自覚し、協同組合組織である地域金融機関としての特性を発揮した経営を目指します。

株式会社である銀行と、協同組合組織である信用組合とでは経営形態に大きな違いがあります。銀行は、金融機関としての公共性が求められる一方で、収益面では株主の利益が優先されますが、信用組合は限られた地域の中小企業や個人の皆さまによる協同組合（組合員制度）であり、地域社会への貢献がより一層強く求められるという公共性の高い金融機関であります。したがって、収益面のみならず、あらゆる面において利用者である組合員の利益が優先されます。

また、信用組合における融資業務の特徴は、収益性のみを追求する「選別融資」ではなく、組合員である地域内の中小企業や個人の皆さまを対象とする融資機会の公共性を原則とした「中小口多数取引」に徹するところにあります。

当組合では、こうした信用組合の社会的使命・役割に立脚して、地域内の中小企業および個人の皆さまが抱えておられる「特性」に十分配慮しながら融資を行い、地域社会の発展に寄与してまいりたいと考えております。

＜金融機関の健全性の問題について＞

当組合は、このような社会的使命・役割を実現していくためには、まず当組合の経営が真に健全であることが必要であると考えております。

当組合は、組合員の皆さまの強いご支持のもと、国内基準を上回る自己資本比率の確保、不良債権の厳正な処理による資産の健全性向上、収益力強化を指向した営業態勢の整備、コンプライアンス態勢の充実等が実現されております。

今後とも更に経営の健全性を確保してまいります。

中期経営計画　「かんしんSmile50」

●平成26年4月1日からの3ヵ年で中期経営計画を推進しています。

当組合は、昨年5月におかげさまで創立50周年を迎えました。私どもはこの機会を「第二の創業」と捉え、以下の項目を実現し皆さまに更に愛される協同組織金融機関を目指します。

新中期経営計画概要

■実 施 期 間：平成26年4月1日～平成29年3月31日　（3ヵ年計画）
■コンセプト：『おかげさまで創立50周年、皆さまへの感謝をこめて』
■愛　　称：**「かんしん Smile 50」**

新中期経営計画に係る基本方針

Ⅰ．笑顔で明るい店づくりを実現します。
・地域の皆さまに気軽にご来店いただける、明るい笑顔のおもてなしで居心地のよい窓口・ロビーにいたします。

Ⅱ．お客さまとの一層のふれあいを実現します。
・スピードとフットワークのよさで、より多くのお客さまとのふれあいを大切にいたします。

Ⅲ．お客さまの多様なニーズにお応えします。
・金融商品・サービスの充実、ビジネスマッチング等で、お客さまのお役に立つ金融機関を目指します。

Ⅳ．地域の発展に積極的に貢献します。
・地域の行事に積極的に参加し、地域貢献を実行してまいります。

かんしんSmile
50

「クレド」の制定

第一勧信の職員は「クレド」を実践します。

クレドとはラテン語で「信条」「志」を意味する言葉です。私たち第一勧信の職員は、経営理念を実践するために心がける信条＝クレドを制定し実践してまいります。
私たちの「クレド」は以下のとおりです。

支店経営のクレド

1．私たちは、お客さまのご要望に対し、「できない理由」を考える前に「どうしたらできるのか」を考え、実現のために全力を尽くします。
2．私たちは、お客さまに、気軽にご来店いただき、笑顔でご満足いただける地域ナンバーワンの店舗を目指すよう、日々努力します。
3．私たちは、地域に役立ち、お客さまの幸せをサポートするために、汗水流して頑張ります。

お客さま保護のクレド

1．私たちは、差別意識を排除し、一人ひとりの人格を大切にします。
2．私たちは、お天道様（良心）に恥ずかしくない行動をとり、実践します。
3．私たちは、お客さまの立場になって、お客さまの目線で考え、お客さまを第一に考え対応します。
4．私たちは、第一勧信に勤めて良かった（職員から）、第一勧信がこの街にあって良かった（お客さまから）と思っていただける信用組合にします。
5．私たちは、他の職員に対しても、家族同様、愛情を持って接します。

融資業務のクレド

1．私たちは、地域の皆さまに信頼され地域の発展に貢献できるよう、営業部店、本部が一体となり、お客さまのご依頼・要望に対し、すばやく回答します。
2．私たちは、お客さまの現況を理解し、お客さまの目線で資金のニーズにお応えします。
3．私たちは、日々の活動の中でお客さまとの接点を強化し、財務諸表のみに頼らず、お客さま一人ひとりの考えや現場の環境を十分に配慮した融資対応をいたします。
4．私たちは、事業再生を目指すお客さまからのご相談に対して親身にお応えし、改善計画への取組みを積極的に支援します。
5．私たちは、ものづくりや創業を目指すお客さま、地域経済の成長分野に貢献するお客さまへ積極的に支援します。

事務業務のクレド

1．私たちは、一つの声掛けが事故を防ぎ、積極的に行動する姿勢がお客さまの信頼を高め「絆」になると考えます。「相手の気持ちに気付く」、「誰かではなく自ら行動する」を常に意識して日々の業務に臨みます。
2．私たちは、お客さまに「また第一勧信の窓口に足を運びたい」と思っていただけるように、日々努力します。
3．私たちは、お客さまに喜んでいただけるよう、常に笑顔でお客さまをお迎えし、お客さまの目線で考え、誠実な事務を行います。

当組合の組織図

（平成 28 年 7 月 1 日現在）

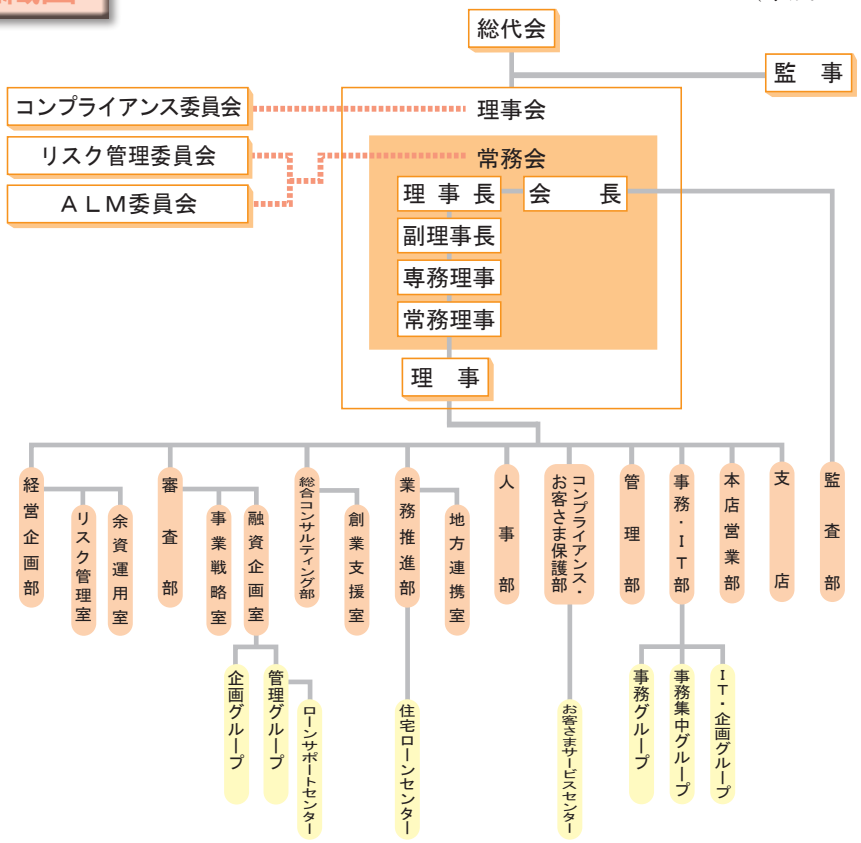

役員一覧

（平成 28 年 7 月 1 日現在）

■代表理事理事長（左から３人目）
新田　信行（にった・のぶゆき）
（担当）業務全般統轄

■理事会長（左から２人目）
西潟　実（にしがた・みのる）
（担当）業務全般におけるアドバイザーおよび監査部

■代表理事副理事長（右から３人目）
赤平　真樹雄（あかひら・まきお）
（担当）業務全般統轄補佐および経営企画部

■代表理事専務理事　人事部長（右から２人目）
谷中　利広（やなか・としひろ）
（担当）人事部、審査部、事務・IT部、コンプライアンス・お客さま保護部

■代表理事専務理事（左端）
加藤　信一（かとう・しんいち）
（担当）業務推進部、総合コンサルティング部、管理部

■常務理事　亀有支店長（右端）
吉田　市朗（よしだ・いちろう）

■理事　監査部長
大槻　延弘（おおつき・のぶひろ）

■理事　事務・IT部長
加藤　朗（かとう・あきら）

■理事　業務推進部長
滝田　和重（たきた・かずしげ）

■理事　青戸支店長
鈴木　正博（すずき・まさひろ）

■非常勤理事
河野　明（こうの・あきら）

■常勤監事
山下　裕司（やました・ゆうじ）

■非常勤監事（弁護士）
吉成　昌之（よしなり・まさゆき）（＊）

（＊）吉成氏は、「協同組合による金融事業に関する法律」第５条の３第１項に定める員外監事であります。

会計監査

新日本有限責任監査法人（平成28年７月１日現在）

当組合教育制度のご紹介

「お客さまから何でもご相談いただける信用組合」

地域のお客さまから気軽に何でもご相談いただける信用組合を目指し、当組合では職員の教育に特に力を入れて取り組んでおります。

新入職員には３年間に渡り金融機関の職員としての基礎を教育し､その他の職員については「テーマ別研修」により、より詳しい知識の習得を行い日々レベルアップに努めております。また､「相談員認定制度」により職員一人ひとりの得意分野を伸ばすことで、それぞれ異なった専門性を持つ職員が集まり、チームプレーによる総合力で、お客さまのあらゆるニーズにお応えできる態勢を整えております。

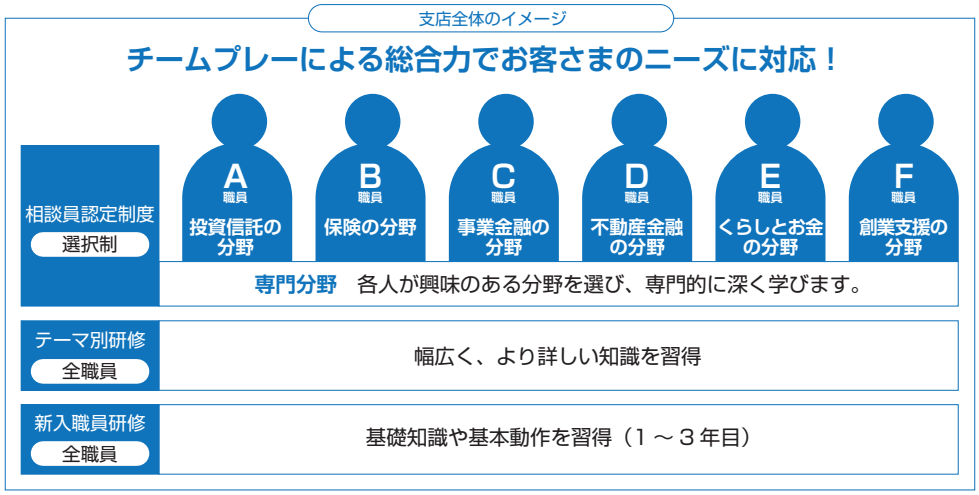

インターンシップ（職業体験）を実施

私たち職員は､「地域の発展に貢献したい」､「地域とのふれあいを大切にしたい」という思いを持ち、お客さまから地域の一員として愛される信用組合になることを目指しております。職員の採用においても、私たち職員と同じ思いをもった人（学生）を採用することに力を注いでおり、その一環として大学３年生向けのインターンシップ（職業体験）を実施しております。

平成 27 年度は３日間または４日間のプログラムによるインターンシップを９月から２月まで毎月実施し、延べ 173 名 の学生の方に参加いただきました。

平成 28 年度は４日間のプログラムを、８月から２月まで毎月実施する予定です。

営業店へ訪問し、どのような地域貢献、地域活動をしているかインタビューを通して地域密着型の信用組合の理解を深めました。

当組合へ出向中のみずほ銀行の行員の方から銀行と信用組合の違いをお話していただきました。
銀行と信用組合のどちらも経験しているからこそ分かる具体的な違いをお話いたしました。

若手先輩職員との交流会を実施しました。
仕事内容や職場環境など学生の皆さまよりたくさんの質問に応えました。

当組合の沿革とみずほフィナンシャルグループとの関係

当組合の沿革

1921 年（大正 10 年）7 月	日本勧業銀行職員を対象として、産業組合法に基づき、保証責任信用購買利用組合互援会を設立。事務所を東京都千代田区内幸町 1-1 の日本勧業銀行本店内に置く。
1965 年（昭和 40 年）3 月	東京都 23 区一円を営業地域とする地域組合に改組するとともに、名称を日本勧業信用組合に改称。
1965 年（昭和 40 年）5 月	本店を東京都新宿区神楽坂 5-3 に置き、地域組合としての業務を開始。
1971 年（昭和 46 年）10 月	旧日本勧業銀行と旧第一銀行の合併に伴い、第一勧業信用組合と改称。
1981 年（昭和 56 年）10 月	宝成信用組合と合併。
1982 年（昭和 57 年）11 月	東京都新宿区四谷 2-13 に新本店完成。
1998 年（平成 10 年）8 月	逓信信用組合から事業譲渡を受ける。営業地域を東京都内全域に拡大。
2002 年（平成 14 年）6 月	都民信用組合北支店から事業譲渡を受ける。
2014 年（平成 26 年）4 月	中期経営計画「かんしん Smile50」スタート。

みずほフィナンシャルグループとの関係

第一勧信はみずほフィナンシャルグループとの緊密な関係を保っています。

当組合は、日本勧業銀行の職域組合（大正 10 年設立）が母体となり、昭和 40 年 5 月に、地域信用組合「日本勧業信用組合」としてスタートいたしました。昭和 46 年には、日本勧業銀行と第一銀行が合併し第一勧業銀行が誕生したことにともない、名称を「第一勧業信用組合」に改称し現在に至っております。

このように銀行直系の信用組合として発足した沿革から、第一勧業銀行と緊密な関係を保ってきた長い歴史があります。また、平成 14 年 3 月には第一勧業銀行とその親密会社から優先出資を受け、直接的な出資関係もある金融機関となっております。

その第一勧業銀行は、富士銀行・日本興業銀行とともにみずほフィナンシャルグループを結成し、みずほ銀行として再編されましたが、当組合との関係は従来同様変更はありません。

なお、当組合の名称は、すでに 45 年におよぶ長い間、地域の皆さまに愛着を持っていただいておりますことから、第一勧業銀行がみずほ銀行となりましたが、現在のところ私どもが名称を変更するということは考えておりません。

当組合は、第一勧業銀行の直系信組として発足した経緯を大切にしつつも、地域金融機関としての特色を発揮し、地元組合員の皆さまのご繁栄のため、今後とも自主独立の経営に専念してまいる所存であります。

総　代　会

信用組合は、組合員の相互扶助と地域密着を理念とした金融機関です。

当組合は、地域の金融円滑化と経済的地位の向上に寄与することを経営の基本方針としています。

信用組合の根拠法
- 中小企業等協同組合法
- 協同組合による金融事業に関する法律

組合員の資格

組合員資格は、中小企業等協同組合法および定款により次のとおり定められています。

（1）信用組合の営業区域内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模事業者（事業の規模については、業種別に要件があります）

（2）信用組合の営業区域内に住所または居所を有する者

（3）信用組合の営業区域内において勤労に従事する者

（4）信用組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員および信用組合の役員

総会（総代会）

組合員は出資口数に関係なく、おのおの一個の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参画できます。しかし、当組合の組合員は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催される通常総代会と臨時総代会がありますが、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選出等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。 したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されます。

総代とその選出方法

（1）総代の任期、定数

①総代の任期は 3 年です。

②総代の定数は、120 人で選挙者名簿に記載された選挙者数に応じて各選挙区ごとに定められています。なお、平成 28 年 3 月末における総代は 109 名です。

（2）総代の選出方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。この総代は、定款や総代選挙規約に基づき組合員のうちから選挙によって選ばれています。総代の立候補、推薦にあたっては選挙区の選挙者名簿に記載された 3 名以上の組合員の推薦を必要とすることを、第 58 期通常総代会で議決しました。

（3）総代の選挙区・定数・総代数

総代選挙規約に定める選挙区、総代定数、総代数は次のとおりです。

総代の選挙区・総代定数・総代数

（単位：人）

	選挙区	総代定数	（総代数）		選挙区	総代定数	（総代数）		選挙区	総代定数	（総代数）
1	千代田区	5	(4)	9	品川区	4	(3)	17	北区	6	(5)
2	中央区	3	(3)	10	目黒区	1	(1)	18	荒川区	4	(4)
3	港区	2	(2)	11	大田区	8	(8)	19	板橋区	1	(1)
4	新宿区	13	(10)	12	世田谷区	2	(2)	20	練馬区	1	(1)
5	文京区	2	(2)	13	渋谷区	4	(4)	21	足立区	6	(5)
6	台東区	9	(8)	14	中野区	4	(4)	22	葛飾区	18	(17)
7	墨田区	10	(10)	15	杉並区	1	(1)	23	江戸川区	4	(4)
8	江東区	5	(5)	16	豊島区	6	(5)	24	多摩地区	1	(0)

平成 28 年 3 月末現在

（注）現在の総代は 平成 26 年 7 月に実施した選挙で選出され 任期は平成 29 年 7 月までとなっております。

第 67 期通常総代会

今年度の総代会は、平成 28 年 6 月 27 日（月）15：00 より本店 3 階大会議室にて開催されました。

当日は、当組合の議決権を有する総代 109 名のうち、105 名がご出席され（うち書面による議決権を行使する総代 49 名、委任状出席 6 名）、議案を審議するに必要な定数を満たしており、総代会は有効に成立いたしました。

第 67 期通常総代会においては、以下の議案が付議されました。
第 1 号議案　第 67 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）損失処理案承認の件
第 2 号議案　第 68 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）事業計画および収支予算案承認の件
第 3 号議案　定款第 19 条による法定脱退承認の件
第 4 号議案　総代選挙規約の改定の件
第 5 号議案　理事および監事選出の件

議案につきましては、担当役員からの説明ののち質疑応答を経て、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

総代様からの主なご質問と当組合の説明

・平成29年 3 月期の事業計画では当期未処分余剰金はマイナスからプラスとなる計画となっているが、平成29年 3 月期決算では配当が出来ると考えて良いか。

平成 29 年 3 月期の収支予算案では、不動産売却を除く当期純利益は 350 百万円、不動産売却に伴う余剰金増減額 900 百万円により、当期末処分余剰金は 936 百万円のプラスとなる計画です。

金融環境、不動産市況等に一部不透明さはあるものの、計画に沿った収益状況となれば、来年には、金額は未定ながら組合員の皆さまに配当が出来ると考えております。

リスク管理

リスク管理態勢

金融の自由化等の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化しており、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど信用組合の抱えるさまざまなリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えております。 そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合では、このような観点から、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、当組合のリスクを一元的・統合的に管理するためにリスク管理統括部署として「リスク管理室」を設置し、各リスクの管理状況について理事会等で報告しております。 また、「統合的リスク管理方針」を定め、全般的なリスク管理の態勢を定めた「統合的リスク管理規程」や各リスクごとの管理規程等により、各リスクの回避あるいはコントロールを図っているほか、業務執行部署およびリスク管理部署から独立した監査部が、被監査部室店の業務運営および内部管理態勢についての検証、評価を実施しております。 さらに経営者層はもちろんのこと、全職員がリスクの所在を認識し、この管理に積極的に取り組み、改善に努める企業風土の醸成を目指しております。 また、大規模な災害やシステム障害等に備え「非常災害等発生時対策要領（コンティンジェンシープラン）」を定め訓練を実施する等、万が一の場合も可能な限り金融サービスを継続してお客さまに提供する態勢を整備しております。

各種リスクと対応

信用リスク

貸出先の経営悪化により、貸出金が回収不能または貸出利息が回収不能になるリスクです。

当組合では、審査部門と業務推進部門を分離しているほか、一定額以上の貸出については、審査部門以外の責任者を交えた「審査会」で協議のうえ貸出の可否についての決定を行うなど、厳格な審査態勢をとっております。 また、信用リスク管理においては、クレジットポリシーを定めているほか、「信用格付の手引」に基づく貸出先ごとの信用格付の付与や「資産自己査定実施要領」等による厳格な自己査定の実施など、適切な運用に努めております。 さらに、取引先の経営改善にも積極的に取り組んでおります。

研修教育態勢については、内部研修、外部研修、本部から営業店への臨店による指導等を通じて職員に対して融資対応力の向上を図っております。

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価格が変動し、損失を被るリスクで、具体的には金利リスク、価格変動リスク、為替リスクがあります。

当組合では、ＡＬＭ委員会を設置し、リスクを管理するとともに運用・調達方針について協議、調整を行っております。 また、ＡＬＭ分析をより精緻なものとするためＳＫＣ－ＡＬＭシステムを導入し、金利感応度を用いたギャップ分析や時価損益評価分析およびＢＰＶ分析等によりリスク額を把握するとともに、リスクリミットを設定し限度管理を徹底しております。

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）や、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当組合では、経営企画部が「流動性リスク管理の基本方針」および「同管理規程」に従い資金繰りを適切に管理、運営しており、リスク管理室が逐次その状況をモニタリングしリスク管理委員会等で報告しています。

オペレーショナルリスク

事務リスク

不正確な事務処理や、事務上の不正行為等により損失を被るリスクです。 当組合では「事務リスク管理の基本方針」のもと、事務全般に亘り事務手続・マニュアルを整備し「基本に忠実な事務処理」「ダブルチェック態勢」を徹底することによりミスや不正の発生を防止し、万が一の発生時も速やかに発見する態勢をとっています。 また、この態勢が有効に機能しているかを本部による実地指導・店内検査・監査部監査で確認し、必要な場合は改善策を講じるプロセスを実施しております。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン･誤作動や、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。 コンピュータシステムを安全に稼動させることは、安定した金融サービスの提供に不可欠である一方で、技術革新や社会環境の変化にともないシステムリスクの状況も急速に変化しつつある状況を踏まえ、当組合ではセキュリティポリシー等規程類と内部管理態勢を整備し当組合の情報システムの安全維持に努めているほか、共同センターである信組情報サービス（SKC）との連携を密にしセンターでのリスク管理状況を確認する等、システムリスクを適切に管理する態勢を整備しております。

法務リスク

法令や契約等に違反することにより、損失被害を被りあるいは信用を失うリスクです。 当組合では「法務リスク管理の基本方針」および「同管理規程」を定め、管理態勢およびチェック態勢などを明確にし、適切に管理しております。

風評リスク

真実と否とを問わず好ましからざる情報や風評等の流布により、信用や評判が悪化し損失を被るリスクです。 当組合では「風評リスク管理の基本方針」および「同管理規程」を定め、管理態勢を明確にし、定期的なチェックをするなどして適切に管理しております。

コンプライアンス

コンプライアンス態勢

基本方針

当組合は、協同組合組織である地域信用組合として高い公共性を有し、地域の経済・社会の健全な発展に資するという重要な使命を負っています。この使命を全うするためには、業務の健全かつ適切な運営と、それを通じた揺るぎない信用・信頼の確立が不可欠です。 法令・諸規則等を遵守し、いかなる場合においても社会的規範にもとることのない公正で透明性の高い経営が、協同組合としての当組合の経営の基本原則であると位置付け、役職員一人ひとりが日々の業務のなかでこれを着実に実践できるようコンプライアンスの推進に努めております。

運営態勢

当組合では、理事会がコンプライアンスを統括するとともに、本部部室長等により構成されるコンプライアンス委員会（委員長：理事長）にて重要事項の審議を行っております。コンプライアンスを実践するための統括、企画・推進、遵守状況のチェック等を行う部署としてコンプライアンス・お客さま保護部を設置しております。また、各部室店においては、その長がコンプライアンス責任者として指導・実践しております。また、その補佐を担うコンプライアンス管理者を設けコンプライアンス態勢の強化を図っています。

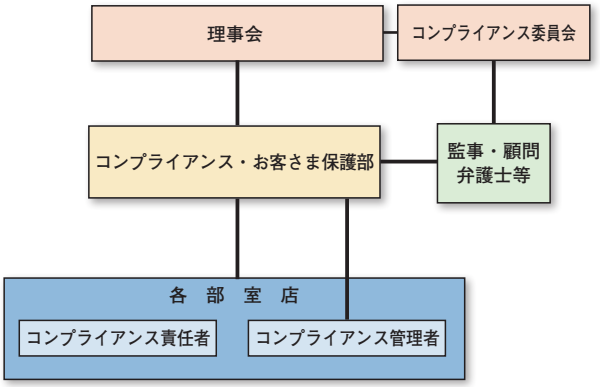

コンプライアンス活動

倫理面での具体的な行動基準や、コンプライアンス・お客さま保護上のポイント、業務上遵守すべき諸規則等を「コンプライアンス・お客さま保護マニュアル」に収録し、全役職員に配布のうえ周知徹底を図っています。加えて、階層に応じた研修会を開催して、役職員の知識・倫理の向上に努めております。

さらに、コンプライアンスの遵守状況をチェックするための態勢として、各部室店自ら行う第一次チェック、監査部、監事による第二次チェック、コンプライアンス委員会による第三次チェックを実施することでコンプライアンスの徹底に努めております。

このようなコンプライアンスに関する様々な態勢整備、研修、チェック等を実施するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、その実施状況をフォローアップしております。

当組合は、平成 13 年 4 月の「金融商品の販売に関する法律」の施行に伴い、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係わる勧誘方針」を制定し、お客さま本位の営業態勢の整備と個々の営業職員の資質の向上を目指しております。 また、平成 17 年 12 月の改正保険業法施行規則の施行に伴い、保険募集にかかわるお客さま保護を目的とした「保険募集指針」を制定し、公表しております。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正さの確保を図ることとします。

1．当組合は、お客さまの資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適切な情報の提供と十分な商品の説明を行います。

2．商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によりお決めいただきます。 その際、当組合はお客さまに適切な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。

3．当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4．当組合は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

保険募集指針

平成 28 年 7 月 1 日現在

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

○当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。

○当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。

○当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

○当組合が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。

⑴保険契約者・被保険者になる方が次のいずれかに該当する場合には、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方
（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

②従業員数が 20 名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

⑵上記⑴に該当する当組合の組合員の方および従業員数が 21 名以上の融資先法人等の従業員・役員の方で当組合の組合員でない方を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたり通算しての保険金額の合計を、次の金額以下に限定させていただきます。

①生存または死亡に関する保険金額：1,000 万円

②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額

ⓐ診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき 100 万円
ⓑ診断等給付金（年金形式）　：月額換算 5 万円
ⓒ疾病入院給付金　　：日額 5 千円【特定の疾病に限られる保険は 1 万円】※合計 1 万円
ⓓ疾病手術等給付金　　：1 保険事故につき 20 万円
【特定の疾病に限られる保険は 40 万円】※合計 40 万円

⑶お客さまが、当組合に事業に必要な資金の融資を申込まれている期間中は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品のお取扱いはできません。

○当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社および事務代行会社と連携してご対応させていただくことがございます。

○当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。
・第一勧業信用組合 コンプライアンス・お客さま保護部　お客さまサービスセンター
　電話番号：０３－３３５８－９４４７
　受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
・事務代行会社　東京恒友株式会社 営業第一部（アフラック取扱商品を除く）
　電話番号：０３－５２９６－０４９５
　受付時間：当社営業日の午前９時～午後５時
・アフラック取扱商品　株式会社トータル保険サービス
　フリーダイヤル：０１２０－２２２－１４４
　受付時間：当社営業日の午前９時～午後５時

融資説明態勢の整備

融資説明の態勢に関しましては、基本規程として「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を制定し、お客さまへの説明態勢および相談苦情処理態勢の充実を図っておりますが、法令等の改正により本規程を一部改定し、平成 17 年 4 月以降、捨印の徴求および個人の保証人に対する包括根保証契約の締結は行わないこととといたしました。

また、お客さまに対する適正な融資説明に努め真の信頼関係を構築していく観点から、実務対応をまとめた「融資説明の手引」を制定し、当組合における融資説明態勢の整備を図っております。

具体的には、取引約定書は平成 14 年 8 月に双方署名方式に改めておりますが、個人に対する根保証契約は貸金等根保証契約書でいただくとともに、説明項目を取引約定書・担保・保証に分け、説明するポイントを明示して職員に勉強会等により徹底しております。ご契約にあたっては、面談者がご本人であること、および借入意思のあることを確認し、契約内容を理解、納得していただいたうえで、面前でご本人から契約書に自署・押印をいただき、契約書の写しをお渡ししています。

平成 26 年 2 月以降、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証ガイドライン」を自主的に尊重し、経営者との保証契約を締結する場合には丁寧かつ具体的な説明を行うことを徹底しております。

情報管理態勢の整備

平成 17 年 4 月より施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき、顧客情報の漏洩、流出を防止するための管理態勢を構築しております。

具体的には、「個人情報保護規程」のほか諸規程を整備し、全職員に対し個人情報に関する安全管理措置の周知徹底を図っております。

個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的を特定しておき、本人に通知または公表することになっています。当組合では、個人情報の利用目的を明記した個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定・公表しており、当組合のホームページでもご覧いただけます。

主な法令遵守状況

項　目	遵　守　状　況	関　係　法　令
員外預金	当組合の員外預金の総預金残高に占める割合は平成 28 年 3 月末現在で 18.20％であります。（預金総額の 20％まで法律により員外預金が認められています。）	中企法 第 9 条の 8 第 3 項
員外貸出	当組合の員外貸出の総貸出金残高に占める割合は平成 28 年 3 月末現在で 1.10％であります。（貸出総額の 20％まで法律により員外貸出が認められています。）	中企法施行令 第 14 条第 2 項
役員等の兼業・兼職	当組合では、法律に抵触する役員の兼職・兼業はありません。	中企法第 37 条
外部監査	当組合は、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。	協金法 第 5 条の 8 第 1 項

（注）中企法＝中小企業等協同組合法、協金法＝協同組合による金融事業に関する法律

お客さまニーズへの対応

皆さまから寄せられたご意見・ご要望を踏まえて改善を行った項目等の公表について

○改善を行った項目

お客さまのご要望や幅広いニーズにお応えできる商品・サービスの提供を目的として、利便性の向上に向けた改善策の検討を行い、以下の改善項目について取り組みを実施しております。

（１）サービスの提供等で改善を行った項目

①平成 27 年 4 月から、平日の「当組合カード利用 ATM 手数料（時間外手数料）無料」としました。組合員の方は、土日祝日の手数料も無料としました。

地域密着型金融への取り組み状況

地域密着型金融への取り組みについて

当組合は、平成 17 年度から「地域密着型金融推進計画」を策定し、事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域利用者の利便性向上等、地域密着型金融の機能強化に取り組んでまいりました。当初 2 年間の取り組みを継続して実施しており、お取引先や地域の皆さまのニーズを的確に把握し施策に反映させることにより、ニーズに適した金融サービスの提供に努めてまいりました。

平成 26 年度からは、新たに「気軽で温かみのある信用組合を実現します」のスローガンを地域密着の基本に掲げ、「お客さま第一主義」のもと、より一層地域の発展に積極的に貢献できるよう、お客さまの経営支援に取り組んでまいります。

◆事業戦略・経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、平成 25 年度より事業戦略室を立ち上げ、事業主の皆さまが日ごろから直面している様々な課題や悩みを、お客さまとともに考え、将来の発展に向けた取り組みを実践してまいります。

◆外部機関等との連携

当組合は、金融庁より「中小企業経営力強化法」に基づく「経営革新等支援機関」（以下「認定支援機関」という）の認定を受けており、経済産業省による中小企業・小規模事業者支援施策に積極的に取り組んでおります。また、中小企業の支援を目的とした「地域プラットフォーム」（とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム）に加盟し、経営支援の専門家の派遣依頼等のサポートを強化しております。主な取り組みは以下のとおりです。

- ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金申請
- 地域需要創造型等起業・創業促進補助金申請
- 小規模事業者活性化補助金申請
- 経営改善計画策定支援事業
- 創業促進補助金申請
- ものづくり・商業・サービス革新補助金申請
- 補助金申請のための他の認定支援機関との覚書締結
- ミラサポ活用による専門家派遣

◆東京都と連携して実施する融資制度の取り扱い

東京都と地域の金融機関が連携して金融支援を適切かつ円滑に実施して中小企業の振興を図ることを目的とした「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度」の取り扱いを平成 21 年 11 月より開始し、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有している企業への事業性融資を行っております。

また、東京都と都内の信用組合が連携して、女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するための「女性・若者・シニア創業サポート事業」の取り扱いを平成 26 年 7 月より開始し、地域の需要や雇用を支える事業を興す創業者への融資を行っております。

◆日本政策金融公庫と連携して実施する融資の取り扱い

当組合と株式会社日本政策金融公庫新宿支店は、業務提携・協力に関する覚書を締結し、中小企業事業者への連携スキームを構築いたしました。

中小事業者の創業支援・企業再生・海外展開支援等において

①創業相談にかかる様々な相談、創業計画の策定支援、協調融資等、特に創業支援については、平成 28 年 4 月、協調融資商品「未来へのコラボ」の取扱いを開始しました。

②双方の融資制度を組み合わせることで、事業者のニーズに最適化された与信の検討をします。

③融資手続きを効率化したスキームの導入によって、借入時の手続き負担を軽減等の連携を行うことで、中小企業の振興のための質の高いサービスの提携を目指します。

金融円滑化の取り組み

平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は平成 25 年 3 月 31 日をもって終了しましたが、当組合は中小企業金融円滑化法終了後も、お客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対しては引続き以下の対応方針に則り、積極かつ柔軟に対応しております。

■貸付条件の変更等の申込みに対する対応方針

1．中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客さまが、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済方法ご返済額変更等ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2．既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客さまが、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済方法ご返済額変更ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み･ご相談に応じます。

3．貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

（1） 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資企画室に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、審査部が貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。

（2） 融資企画室において、お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。 また関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。

（3） 各営業店および審査部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援に努めてまいります。

（4） 上記（1）～（3）の態勢整備の推進状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4．他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ＡＤＲ、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5．お客さまへの説明態勢の充実について

当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

6．貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9 月末・3 月末）毎に、それぞれの期末より 45 日以内に開示します。

■中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況

平成21年12月 4 日～平成28年 3 月31日までの貸付条件の変更申込、 および 3 月31日現在での実行状況

（単位：件・百万円）

		申込み	3 月 31 日現在で実行済のもの
中小企業者のお客さま	件数	23,503	22,215
	金額	466,997	447,258
住宅資金をご利用のお客さま	件数	1,981	1,881
	金額	56,168	53,582

平成 28 年 3 月末までの実施状況の詳細は、当組合ホームページで開示しています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当組合では、お客さまに一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等（※）を受付けておりますので、お取引のある営業店または下記の窓口にお気軽にお申し出ください。

（※）苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

【窓口：第一勧業信用組合　コンプライアンス・お客さま保護部　お客さまサービスセンター】
住　　所：新宿区四谷 2 丁目 13 番地
電話番号：03-3358-9447
受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情等対応の手続きについては、各営業店に掲示してあるポスターまたは当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　http://www.daiichikanshin.com/html/aboutus/kujou_taisei.html

登録金融機関業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（ADR　FINMAC）」（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

紛争解決措置

東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3581-2249）
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記第一勧業信用組合コンプライアンス・お客さま保護部　お客さまサービスセンターまたは下記しんくみ相談所の窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意下さい。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：（一社）全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】
受 付 日：月曜日～金曜日　（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
電話番号：03-3567-2456
住　　所：〒 104-0031　東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

登録金融機関業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（ADR　FINMAC）」でも受け付けています。

商品・サービスのご案内

預　金

平成 28 年 7 月 1 日現在

種　類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色
総合口座 個人	以下の該当欄をご覧下さい。		着実に増やしながら便利に使える口座です。 出し入れ自由の普通預金、普通預金より高金利である定期預金・いざというときの自動ご融資の 3 つが 1 冊の通帳にセットされています。 なお、自動ご融資は定期預金の 90%（最高 200 万円）までご利用いただけます。
普通預金			
以下の 総合口座 印がある定期預金			
普通預金	出し入れ自由	1 円以上	出し入れ自由で、暮らしのお財布代わりにお使いいただけます。 給与振込や年金等の自動受取、公共料金等の自動支払にご利用ください。
無利息型普通預金	〃	〃	利息の付かない普通預金です。 預金保険により全額保護されます。
貯蓄預金 個人	出し入れ自由	1 円以上	お預け入れ残高に応じて金利が変動するので、資金を有利にご運用いただけます。
当座預金	出し入れ自由	1 円以上	商取引代金のお支払いに便利で安全な小切手・手形決済のためのご預金です。
通知預金	7 日以上	1 万円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利です。 お引出しは 2 営業日前までにご連絡下さい。
納税準備預金	入金は自由 引出しは納税時（原則）	1 円以上	お利息に税金がかからない、納税を目的とした預金です。
積立定期預金	6 か月以上 5 年以内（3 か月据置期間含む）	1 円以上	計画的な資金づくりに最適です。 目標に向かって自由に積立できる預金です。
定期積金	6 か月以上 5 年以内	100 円以上	目標の実現や、いざというときの備えに最適なプランです。 安全確実に財産の基礎をつくることができます。
財形預金 個人	一般財形　3 年以上 財形住宅預金・財形年金預金　5 年以上	1 円以上 1,000 円以上	お勤め先の財形制度を通じ、給与やボーナスからの天引で自動的にまとまった財産形成ができます。 財形住宅預金と財形年金預金については、合算で元金 550 万円まで非課税扱いです。
定期預金			
変動金利定期預金 総合口座	3 年	1 円以上	適用金利がその時々の金利情勢に応じ、6 か月ごとに変動する定期預金です。
スーパー定期 総合口座	1 か月以上 5 年以内 複利型 3・4・5 年（半年複利）	1 円以上 300 万円未満	お預け入れの時の金利は満期日まで変わりません。 資金を有利にご運用いただけます。
スーパー定期 300 総合口座	1 か月以上 5 年以内 複利型 3・4・5 年（半年複利）	300 万円以上 1,000 万円未満	お預け入れの時の金利は満期日まで変わりません。 まとまった資金を有利にご運用いただけます。
自由金利型定期預金（利息分割型） 総合口座 個人	1・2・3・4・5 年のいずれか	300 万円以上	預入日からお客さまが指定した利払サイクル毎の応答日に中間利払利息をご本人名義の普通預金または当座預金にお振込します。
大口定期預金 総合口座	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上	安全確実で大きく増やす運用プランです。 自由金利ですのでお得な運用が可能となっています。
据置定期預金 総合口座	6 か月以上 5 年以内	1 円以上 1,000 万円未満	据置期間経過後は一部解約、全部解約とも自由にご利用いただけ大変便利なご預金です。

（注）1．総合口座 印の定期預金は、総合口座とのセットができます。
2．個人 印の預金は、個人の方のみに限った商品です。
3．複利型につきましては、個人の方のみご利用いただけます。

事業者向け融資

平成 28 年 7 月 1 日現在

種類	商品名		ご融資限度金額	最長ご融資期間	内容・特色	保証人
DKC事業性ローン	VIP ビジネスローン		2,500 万円	5 年	東京都と当組合が提携し、東京都・オリックス㈱の一部保証付融資商品です。 法人・個人事業者のお客さま専用商品です。	法人：代表者 個人事業者：専従者
	東京信用保証協会	かんしんギャランティ東京	8,000 万円	7 年	当組合と融資取引、または東京信用保証協会の保証利用があるお客さまがご利用できます。	法人：代表者 個人事業者：原則不要
		かんしん新クイック東京	5,000 万円	7 年	当組合と融資取引、または東京信用保証協会の保証利用がある法人のお客さまがご利用できます。	法人：代表者
		かんしんウィング	2,500 万円	運転：7 年 設備：10 年	東京商工会議所と提携した創業資金などに対応した商品です。	法人：代表者 個人事業者：原則不要
		かんしんスピリッツ	1,000 万円	運転：7 年 設備：10 年	東京都中小企業振興公社と提携した創業資金などに対応した商品です。	法人：代表者 個人事業者：原則不要
		かんしんあんしんマル保	2 億円	20 年	不動産担保を有効に活用し、最長 20 年の期間を可能とした商品です。	法人：代表者 個人事業者：原則不要
その他・一般のご融資		その他各種制度融資	中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。			
	手形割引		一般商業手形割引			
	手形貸付		運転資金など短期のご融資			
	証書貸付		設備資金など長期のご融資			
	当座貸越		一定の貸越限度まで自由にご利用できます。			
	地方公共団体制度融資		都および区による中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。			
	代理貸付業務		政府系金融機関の取り扱い窓口として各種代理業務をお取り扱いしております。			

この他にもお客さまのご要望にあったローンを各種取り揃えております。 くわしくは、窓口・営業担当者へおたずねください。
なお、審査の結果によりましては、ご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

個人ローン

平成 28 年 7 月 1 日現在

種類		商品名	ご融資限度金額(万円)	最長期間(年)	内容・特色
住宅ローン		かんしん長期固定住宅ローン「フラット 35、フラット 50」	8,000	35 条件により 50	当組合と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利型住宅ローンです。最長 35 年のほか、一定の条件のもとでは最長 50 年まで対応いたします。
		DKC ニュー住宅ローン「すまいる」	7,000	35	土地・建物・マンション・中古戸建・中古マンション・リフォーム資金ほかお借換え等、すべての住宅購入・増改築等関連する資金に柔軟に対応いたします。
		かんしんハイブリッド住宅ローン「いちばんネクストV」	10,000	35 条件により 50	全国保証㈱保証付住宅ローンとなり、自己居住用住宅に関するあらゆる資金使途に対応します。勤続年数等諸条件により 5 段階の保証料率が適用されます。
		かんしんハイブリット住宅ローン 「サポート」	10,000	35 条件により 50	全国保証㈱保証付住宅ローンとなり、かんしん長期固定住宅ローン「フラット 35」等の不足資金に対応いたします。
		かんしんハイブリット住宅ローン 「アシスト」	500 ないし 1,000	20	全国保証㈱保証付住宅ローンとなり、無担保（抵当権設定不要）による少額のリフォーム資金等に対応します。なお、借換資金にも対応し、その場合の限度額は 1,000 万円となります。
		かんしんハイブリット住宅ローン 「つなぎ融資保証」	10,000	1	全国保証㈱保証付住宅ローンとなり、フラット 35 等利用予定の自己居住用住宅の建築等に必要なつなぎ資金に対応いたします。
消費性ローン	パーソナルローン	スペシャルフリー ①②③	① 300 ②③ 200	7	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、お使いみち自由のローンとなります。ただし、事業性資金や既存借入金の返済資金にはご利用いただけません。
		目的	500	7	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、旅行・レジャー・電化製品購入など、お使いみちを限定していただくことで低金利でご利用いただけます。
		奨学	500	15	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、お子様やご自身の受験・入学・在学時等の費用にご利用いただけます。一定の条件のもと卒業予定月まで最長 4 年 9 ヶ月の元金据置返済が利用できます。
		極度型奨学	500	4 年 10 ヶ月	全国しんくみ保証㈱の保証付当座貸越契約となり、お子様やご自身の受験・入学・在学時等の費用にご利用いただけます。期間内であれば、極度額の範囲内で繰返し何度でも利用可能となり、卒業時お借入金が残れば「奨学」に組替えいたします。
		リフォーム	500	10	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、自宅等の増改築・修繕、バリアフリー、エコ給湯対応等リフォーム資金ないし住宅購入に伴う諸費用等住宅購入関連資金の一部に対応いたします。
		カーライフ	500	8	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、自動車、バイクの新車・中古車を問わず購入、修理、車検費用等にご利用いただけます。ただし、事業用車両および個人間売買等に関連する資金にはご利用いただけません。
		シルバーライフ	100	5	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、60 歳以上完済時年齢 81 歳未満で、当組合に年金のお受取口座をお持ちの健康な方のためのローンです。豊かなシニアライフを応援いたします。
		法科大学院生専用ローン	600	10	法科大学院生のための専用ローンとなり、入学金ならびに授業料等にご利用いただけます。法科大学院を併設する特定大学との提携ローンとなります。
	カードローン	ぽけっとカードローン	30 50	3 年毎の 自動更新	全国しんくみ保証㈱の保証付カードローン。30 万円口と 50 万円口があり、この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。主婦の方、パート・アルバイトの方もお申込みが可能です。
		ぽけっとカードローンＢＩＧ	100 200	3 年毎の 自動更新	全国しんくみ保証㈱の保証付カードローン。100 万円口と 200 万円口があり、この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。原則、勤続ないし営業年数 2 年以上の方で一定の収入がある方が対象となります。
	当組合制定ローン	奨学ローン	500	7	お子様やご自身の入学金・授業料の費用にご利用いただけます。 東京都内にお住まいか、あるいは都内で勤務または営業されている 20 歳以上 65 歳以下の個人の方のためのローンです。
		リフォームローン	500	7	自宅等の増改築・修繕・バリアフリー等の費用にご利用いただけます。 東京都内にお住まいか、あるいは都内で勤務または営業されている 20 歳以上 65 歳以下の個人の方のためのローンです。
		マイカーローン	500	7	新車・中古車を問わず自動車の購入にご利用いただけます。 東京都内にお住まいか、あるいは都内で勤務または営業されている 20 歳以上 65 歳以下の個人の方のためのローンです。但し、事業用車両および個人間売買等に関連する資金にはご利用いただけません。
		かんしんカードローン 50	50	1 年毎の 自動更新	この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。ご利用いただける方は個人の方のみとなります。
		かんしんプレミアムカードローン	200 500	1 年毎の 都度更新	200 万円口と 500 万円口があり、この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。ご利用いただける方は個人の方のみとなります。

投資信託

平成 28 年 7 月 1 日現在

ファンド名		対象地域・資産		ファンドの特色	購入時手数料
MHAM J-REIT インデックスファンド（毎月決算型）【愛称】ビルオーナー		国内	J－REIT	東証 REIT 指数採用の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。	2.16%（税抜 2.0%）
MHAM 物価連動国債ファンド【愛称】未来予想		国内	債券	わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。	1.08%（税抜 1.0%）
日本 3 資産ファンド【愛称】円のめぐみ	安定コース	国内	国内株式 国内債券 J－REIT	国内公社債の組入比率を高め、資産の安定性を重視した分散投資を行います。（基本配分比率：国内株式 30%・国内公社債 40%・J－REIT30%）	3.24%（税抜 3.0%）
	成長コース			国内株式の組入比率を高め、資産の成長性を重視した分散投資を行います。（基本配分比率：国内株 50%・国内公社債 20%・J－REIT30%）	
	年 1 回決算型			国内公社債の組入比率を高め、資産の安定性を重視した分散投資を行います。（基本配分比率：国内株式 30%・国内公社債 40%・J－REIT30%）	
ノムラ・ジャパン・オープン		国内	株式	わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。TOPIX（東証株価指数）をベンチマーク（基準となる指数）とします。	3.24%（税抜 3.0%）
MHAM 株式インデックスファンド 225		国内	株式	日経平均株価採用銘柄の中から 200 ～ 225 銘柄に原則として等株数投資を行います。	2.16%（税抜 2.0%）
みずほ日本債券アドバンス（豪ドル債券型）【愛称】ちょっとコアラ		国内外	債券	国内の公社債およびオーストラリアの公社債（豪ドル建て）を主要投資対象とします。（基本投資配分：国内の公社債 70%・オーストラリアの公社債 30%）	2.16%（税抜 2.0%）
MHAM トリニティオープン（毎月決算型）【愛称】ファンド 3 兄弟		国内外	海外債券 国内株式 J－REIT	海外債券 50%・国内株式 25%・国内不動産（J－REIT）25% の割合を原則として 3 つの異なる資産へ分散投資を行います。	2.70%（税抜 2.5%）
インカムビルダー	毎月決算型 限定為替ヘッジ	国内外	債券 株式	世界の債券・株式等を主要投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。	3.24%（税抜 3.0%）
	毎月決算型 為替ヘッジなし				
	年 1 回決算型 限定為替ヘッジ				
	年 1 回決算型 為替ヘッジなし				
コア資産形成ファンド【愛称】ビギナーズラップ		国内外	債券 株式	国内債券、外国債券、国内株式、外国株式を主要投資対象とし、各資産のリスク（価格変動性）や投資環境分析を勘案して配分比率を決定します。	2.16%（税抜 2.0%）
米欧債券・インカムオープン（毎月分配型）		海外	債券	米ドル建て（50%）およびユーロ建て（50%）の公社債を実質的な主要投資対象とします。	2.70%（税抜 2.5%）
ルーミス米国投資適格債券ファンド（毎月決算型）		海外	債券	米国の米ドル建て公社債（主として社債）を主要投資対象とします。	2.70%（税抜 2.5%）
MHAM 豪ドル債券ファンド（毎月決算型）		海外	債券	主に豪ドル建ての国債、州政府債、事業債などに分散投資を行います。	2.70%（税抜 2.5%）
みずほオセアニア債券ファンド【愛称】コアラプラス		海外	債券	オーストラリアの公社債およびニュージーランドの公社債を主要投資対象とします。	2.70%（税抜 2.5%）
みずほＵＳハイイールドオープン	Ａコース（為替ヘッジあり）	海外	債券	米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。	3.24%（税抜 3.0%）
	Ｂコース（為替ヘッジなし）				
新興国ハイイールド債券ファンド	Ａコース（為替ヘッジあり）	海外	債券	米ドル建ての新興国の高利回り事業債（ハイイールド社債）を主要投資対象とします。	3.24%（税抜 3.0%）
	Ｂコース（為替ヘッジなし）				
欧州不動産戦略ファンド【愛称】ＯＨ！シャンゼリゼ	3 ヶ月決算型	海外	欧州 REIT 欧州株式	欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式を主要投資対象とします。	3.24%（税抜 3.0%）
	年 1 回決算型				
米国バランスファンド（毎月決算型）	Ａコース（為替ヘッジあり）	海外	米国公社債 米国株式 米国 REIT	米国の各資産に通常時は基本配分比率（国債 40%・投資適格社債 15%・ハイイールド社債 15%・株式 15%・REIT15%）で投資します。ファンドの推定リスクがあらかじめ定めた水準を上回らないように、各資産の配分比率を変更します。	2.16%（税抜 2.0%）
	Ｂコース（為替ヘッジなし）				

ファンド名		対象地域・資産		ファンドの特色	購入時手数料
MHAM 米国好配当 株式ファンド 【愛称】ゴールデンルーキー	毎月決算型 為替ヘッジあり	海外	株式	米国の株式を主要投資対象とします。 米国の金融商品取引所に上場している株式の中から、配当利回りのほか、収益・配当成長予測等を勘案して銘柄を選別し、投資を行います。	3.24% （税抜 3.0%）
	毎月決算型 為替ヘッジなし				
	年 1 回決算型 為替ヘッジあり				
	年 1 回決算型 為替ヘッジなし				
米国エネルギー 革命関連ファンド 【愛称】エネルギーレボリューション	Aコース （為替ヘッジあり）	海外	その他資産	米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）を実質的な主要投資対象とします。	3.78% （税抜 3.5%）
	Bコース （為替ヘッジなし）				

国　　債

平成 28 年 7 月 1 日現在

種　　類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	内容と特色
長期利付国債	満期 10 年	5 万円以上 5 万円単位	国が発行する債券で、償還期限まで発行時の金利が適用される固定金利の国債です。 償還までの期間が 2 年または 5 年の中期国債と 10 年の長期国債があり、利子は半年ごとに年 2 回支払われます。 ご購入いただいた国債は、償還日到来前に売却により、中途換金することができます。ただし、その時々の債券市場価格での売却となりますので、価格の状況によっては、売却損が発生し、元本を割り込むことがあります。
中期利付国債	満期 2年 ·5年		
個人向け国債 （変動 10 年）	10 年	1 万円以上 1 万円単位	国が発行する債券で、購入対象を個人に限定した「変動金利型 10 年満期」、「固定金利型 5 年満期」、「固定金利型 3 年満期」の 3 種類を取扱っております。 「変動 10 年」、「固定 5 年」、「固定 3 年」は毎月発行され、発行月の前月に募集を行っており、1 万円からご購入いただけます。 ご購入いただいた国債は、発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。 なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年以内であっても中途換金が可能です。 中途換金にあたっては、中途換金調整額（直前 2 回分の各利子（税引前）相当額× 0.79685）のお支払が必要です。
個人向け国債 （固定 5 年）	5 年		
個人向け国債 （固定 3 年）	3 年		

保　　険

平成 28 年 7 月 1 日現在

種　　類	保険期間	保険の特色
融資住宅用火災保険 （THE すまいの保険）	2 ～ 10 年	ご契約の金額を再調達価格（同等の建物を新たに建築するために必要な金額）で設定いたします。
定額年金 災害死亡給付金付個人年金保険 （フコクしんらい定額年金）	一時払型： 据置期間 20 ～ 50 年 積立型： 保険料払込期間 10 ～ 50 年	被保険者のご契約年齢　0 ～ 70 歳までの方が対象となります。 保険料は、一時払型　50 万円以上 1,000 円単位、積立型　7 千円以上 1,000 円単位です。 保険料の払い込み方法や年金の受け取り方法を選択できる定額個人年金保険です。 ご契約時の予定利率が、据置期間、保険料払込期間を通じて適用されるので、ご契約時に年金受け取り額が確定します。
一時払終身保険 （フコクしんらい終身保険）	終身	被保険者のご契約年齢　15 ～ 85 歳までの方が対象となります。 死亡保障機能に貯蓄機能を兼ね備えた一時払い終身保険です。
ちゃんと応える医療保険 ＥＶＥＲ	主契約：終身 総合先進医療特約：10 年 生存祝金特約：15 年	①通院保障のあるスタンダードプランと通院保障のないベースプランがあり、おのおの入院給付金日額 10,000 円コース、5,000 円コース、3,000 円コースがあります。 ②契約年齢範囲はプランにより異なります。 ③健康告知が必要です。 ④募集が制限される保険商品です。
ちゃんと応える医療保険 やさしいＥＶＥＲ	主契約：終身 やさしい先進医療特約：10 年	①満 20 歳から満 85 歳の方で、所定の項目にあてはまれば、「持病・既往症をかかえている方」「病気で通院・服薬中の方」も申込み可能です。 ②通院保障のあるスタンダードプランと通院保障のないベースプランがあり、おのおの入院給付金額 10,000 円コース、5,000 円コース、3,000 円コースがあります。 ③ただし、契約日から 1 年以内は給付額が半額となります。 ④契約年齢範囲はプランにより異なります。 ⑤健康告知が必要です。 ⑥募集が制限される保険商品です。
新 生きるためのがん保険 Ｄａｙｓ	主契約：終身 がん先進医療特約、抗がん剤治療特約、女性がん特約：10 年（自動更新）	①抗がん剤治療特約のあるスタンダードプラン B ＋がん先進医療特約と抗がん剤治療のないベースプラン B ＋がん先進医療特約があり、おのおの入院給付金 5,000 円コース、10,000 円コースがあります。さらに、5,000 円コースには診断保障充実プランがあります。 ②契約年齢範囲はプランにより異なります。 ③健康告知が必要となります。 ④募集が制限される保険商品です。 ⑤男女共通用 Days のほか、女性専用レディース Days があります。
標準傷害保険 （しんくみホッとプラン）	1 年の 自動更新方式	当組合の個人組合員（同居親族を含む）および法人組合員の代表者（同居親族を含む）の方が加入できる組合員専用商品です。 「基本プラン」は被保険者のご契約年齢　ご新規の場合、79 歳までの方が対象となります。ご継続の場合、89 歳までの方が対象となります。また、健康告知は不要です。 保険料は、年齢・職業・性別を問わず一律です。 年間保険料が 1 万円、1.5 万円、2 万円の 3 プランから選択できます。 個人賠償責任が付帯されています。

各種サービス・その他業務

平成 28 年 7 月 1 日現在

種　　類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
自動預金・払出機（ＡＴＭ）	カード 1 枚でお引き出しができ、通帳またはカードでのお預入れができる ATM が全店（含む出張所）に設置されています。 平　日　　8：00 ～ 21：00 土日祝日　8：00 ～ 21：00
キャッシュサービス	キャッシュカード 1 枚で、当組合の本支店をはじめ、全国の MICS 加盟金融機関、ゆうちょ銀行、イーネット加盟のコンビニでも現金のお引き出しができます。（一部お取り扱いできないコンビニもございます。）
生体認証付ＩＣキャッシュカード	「生体認証付キャッシュカード（指静脈認証方式）」を、本店営業部・神楽坂支店・巣鴨支店・目黒支店・大森駅前支店・中野新橋支店の 6 店舗において取り扱っております。 従来のキャッシュカードに比べ、セキュリティ面が大幅に向上しており、より一層ご安心にキャッシュカードをお持ちいただけます。
クレジットカード	UC カード、VISA カード、JCB カードのお取り扱いをいたします。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、お客さまのご指定口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。 当組合で年金をお受け取りのお客さまは、年金友の会「ふれ愛くらぶ」にご入会いただけます。 また、優遇金利の預金商品をご利用いただけます。
配当金の自動受取サービス	配当金が会社から直接ご指定の預金口座へ入金されます。
貸金庫・セーフティケース※	重要書類、貴重品等を安全・確実にお守りします。 秘密保持も万全です。
夜間金庫※	店の売上金の盗難防止・紛失防止に役立ち、安心です。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金等を、自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
株式の払込み	会社の設立、増資の株式払込金をお取り扱いいたします。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディーにお振り込みをいたします。 また、手形・小切手のお取立てをいたします。
公金・公共料金収納	国・都・区などの公金収納をはじめ、電気・水道・ＮＨＫ・ガス・電話等の公共料金のお取り扱いをしております。
デビットカードサービス	J-Debit ジェイデビットのマークのある加盟店で、お手持ちのキャッシュカードでお気軽にお買い物ができます。
宝くじの販売	全店の店頭で、グリーン・ドリーム・サマー・オータム・年末ジャンボ、ロト、ナンバーズ、スクラッチ他各種宝くじを時期に合わせて販売いたしております。
インターネット・モバイルバンキングサービス	パソコンと携帯電話がお取引の窓口となります。職場でも、ご自宅からでも、居ながらにして預金の残高照会やお振り込みが可能です。インターネットに接続可能であれば、簡単な操作でお取引ができます。
Ｗｅｂ　ＳＴＡＴＩＯＮ （法人向けインターネットバンキング）	会社やお店のパソコンから総合振込、給与・賞与振込、振込・為替、残高照会ができる法人向けのインターネットバンキングです。（個人事業主の方もご利用いただけます。）
でんさいネット	手形等に代わる新しい資金決済サービスです。 電子記録債権の発生記録請求をはじめとする各種取引が可能となります。 ご利用いただくには、別途申込が必要です。最寄の本支店窓口・営業担当者までお申込みください。Web STATION のメニューからご利用いただけます。

※　一部支店ではお取り扱いしておりません。

手数料のご案内

平成 28 年 7 月 1 日現在

■ATM関係手数料

ATM引出	平日 8:00～18:00	当組合カード	無料	他行カード	108円
	平日 18:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	216円
	土曜日 8:00～14:00	当組合カード	無料	ゆうちょ銀行	108円
	土曜日 14:00～21:00		※108円		216円
	土曜日 8:00～21:00			他行カード（ゆうちょ銀行以外）	216円
	日・祝日 8:00～21:00	当組合カード	※108円	他行カード	216円
しんくみお得ねっと	平日支払 8:00～8:45	提携信組カード		108円	
	平日支払 8:45～18:00	提携信組カード		無料	
	平日支払 18:00～21:00	提携信組カード		216円	
	土曜支払 9:00～14:00	提携信組カード		無料	
	土曜支払 8:00～9:00 14:00～21:00	提携信組カード		216円	
ATM入金	平日 8:00～18:00	当組合カード	無料	他行カード	108円
	平日 18:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	216円
	土曜日 8:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード（ゆうちょ銀行以外）	216円
				ゆうちょ銀行 8:00～14:00	108円
				ゆうちょ銀行 14:00～21:00	216円
	日・祝日 8:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	216円
	※ＡＴＭによっては他行入金の取扱いができない場合があります。				

ATM振込 全日 8:00～21:00	現金	他行宛	5万円未満	432円	5万円以上	648円
		本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	324円
		同一支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	キャッシュカード	他行宛	5万円未満	375円	5万円以上	540円
		本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
		同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料

・15:00以降は翌営業日扱いとなります。
・他行カード使用の場合は振込手数料の他「ＡＴＭ入出金」と同額の手数料がかかります。

■ ATM 手数料関係
総合口座貸越取引およびカードローン取引をご利用中のお客さまは、平成 22 年 6 月 18 日以降、利息制限法の関係でお取扱いが異なる場合がございます。詳しくは店頭ポスター「改正利息制限法等の施行について」および「当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ」をご覧ください。

※組合員の方は、当組合カードによる引出手数料が無料となります。

■為替関係手数料

窓口振込	電信扱い	他行宛		5万円未満	648円
				5万円以上	864円
		本支店宛		5万円未満	216円
				5万円以上	432円
		同一支店宛		5万円未満	108円
				5万円以上	324円
	文書扱い	他行宛		5万円未満	648円
				5万円以上	864円
	給与振込	他行宛		5万円未満	324円
				5万円以上	324円
		本支店宛		5万円未満	108円
				5万円以上	108円
		同一支店宛		5万円未満	108円
				5万円以上	108円
自動送金	他行宛	5万円未満	540円	5万円以上	756円
	本支店宛	5万円未満	216円	5万円以上	432円
	同一支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	108円
代金取立			他行至急扱い	1通につき	1,080円
			他行普通扱い	1通につき	972円
振込組戻料				1通につき	648円
不渡手形返却料				1通につき	864円
代金取立手形組戻料				1通につき	864円
取立手形店頭呈示料				1通につき	648円

■当座関係手数料

小切手帳発行		50枚綴り	1冊につき 864円
手形帳発行		25枚綴り	1冊につき 1,080円
マル専	割賦販売通知書		1通につき 3,240円
	手形		1枚につき 540円
自己宛小切手発行			1通につき 540円
取引明細発行			1通につき 540円
FAXサービス			月額 540円

■両替手数料枚数

枚数	2～100枚	101～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
金額	108円	324円	648円	1,296円

※「ご持参枚数」または「両替後の枚数」の多い方の枚数により手数料をいただきます。
※枚数は硬貨・紙幣合計枚数です。

新券への両替	20枚まで無料
汚損現金・記念硬貨の交換	無料

■新チャネル手数料

インターネット・モバイルバンキング基本料金年額					1,296円
振込	他行宛	5万円未満	375円	5万円以上	540円
	本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
ウェブステーション基本料金年額					32,400円
振込	他行宛	5万円未満	375円	5万円以上	540円
	本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
総合振込	他行宛	5万円未満	375円	5万円以上	540円
	本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
給与振込	他行宛	5万円未満	108円	5万円以上	108円
	本支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料

平成 28 年 7 月 1 日現在

■個人データ開示手数料

氏名・住所・電話番号・生年月日・勤務先情報（勤務先名または職業・勤務先電話番号）	左記一括	1,404 円
取引残高 （科目・口座番号・残高）	特定日毎	756 円
取引の履歴に関する情報	1 ヶ月分	864 円
上記以外の情報	1 項目につき	1,404 円

■融資関係手数料

住宅ローン取扱手数料（※ 1）		23 区内	32,400 円
		23 区外	54,000 円
アパートローン取扱手数料	23 区内	融資金額 1 億円以内	54,000 円
		融資金額 1 億円超	75,600 円
	23 区外	融資金額 1 億円以内	75,600 円
		融資金額 1 億円超	108,000 円
住宅ローン一部繰上返済手数料		一律	5,400 円
住宅ローン条件変更手数料			
消費者ローン条件変更手数			
証書貸付条件変更手数料			
担保取扱手数料（物件ごとに 1 件につき）			54,000 円
担保抹消・譲渡手数料	要資格証明	1 件につき	1,080 円
	要印鑑証明	1 件につき	1,080 円
	要取引立会	1 回につき	10,800 円

（※ 1）一部のリフォームローンについては融資額の 1 % ＋消費税となっております。

■でんさいネット関係手数料

でんさいネット基本料金年額 ※ウェブステーション契約先は無料です。			38,880 円
		ウェブステーション扱い	窓口扱い
発生記録手数料		648 円	972 円
譲渡記録手数料			
分割譲渡記録手数料			
保証記録手数料			
支払記録手数料			
変更記録手数料	債権内容（利害関係者 2 名）	648 円	972 円
	債権内容（利害関係者 3 名以上）	—	1,944 円
	債権内容以外	0 円	0 円
入金手数料		216 円	
開示手数料	通常開示	0 円	324 円
	特例開示（書面）	—	3,024 円
	残高証明書発行	—	4,104 円
割引・譲渡担保手数料		108 円	
支払不能でんさい返却手数料			1,080 円
買戻等手数料			1,080 円
口座間送金決済中止手数料			1,080 円
再引落し送金手数料（送信先 1 先あたり）			216 円

■貸金庫関係手数料

貸金庫関係	貸金庫手数料はご利用する貸金庫のサイズ等により異なりますので、詳しくは各営業店へお問い合わせ下さい。	
	セーフティケース使用料（年間）	5,832 円
	夜間金庫使用手数料（年間）（※ 2）	129,600 円
	国債の（窓販分）年間保護預かり手数料	無料

（※ 2）夜間金庫は店舗によっては取り扱いが無い場合がございます。

■業務取扱手数料

ニュー TKC ローン			10,800 円
機械担保ローン	機械担保 評価手数料 ※ 3	1 案件ごと 140,400 円	
	機械担保 管理手数料	取引保証額に対して年率 0.5%の月割計算＋消費税	
	※ 3　機械が車両の場合、32,400 円となります。		
「売債制度」関係	初期手数料	3,240 円	初回時のみ
	担保管理手数料	1 件につき 2,160 円	1 件のみの場合は 3,240 円

■その他手数料

残高証明書発行手数料（1 通につき）	定期発行	都度発行	制定外書式
	648 円	864 円	1,080 円
支払利息証明書		1 通につき	432 円
その他の証明書		1 通につき	216 円
証書・通帳等の再発行		1 通につき	1,080 円
キャッシュカード等のカードの再発行		1 枚につき	1,080 円
返済明細表の再発行		1 通につき	540 円
上記以外の再発行		1 通につき	540 円

ＡＴＭ利用のご案内

ＡＴＭご利用時間・手数料

（平成 28 年 7 月 1 日現在）

<ATMお引出>

曜日	取扱時間	当組合カード		ゆうちょカード	他行カード	しんくみお得ねっと(※1)（提携信組）
		組合員	組合員以外			
平日	8：00 ～ 8：45	無料	無料	108円	108円	108円
	8：45 ～ 18：00					無料
	18：00 ～ 21：00			216円	216円	216円
土曜日	8：00 ～ 9：00		無料	108円	216円	216円
	9：00 ～ 14：00					無料
	14：00 ～ 21：00		108円	216円		216円
日・祝日	8：00 ～ 21：00		108円	216円	216円	216円

<ATMご入金>

曜日	取扱時間	当組合カード		ゆうちょカード	他行カード	しんくみお得ねっと（提携信組）
		組合員	組合員以外			
平日	8：00 ～ 18：00	無料		108円	108円	108円
	18：00 ～ 21：00			216円	216円	216円
土曜日	8：00 ～ 14：00			108円	216円	216円
	14：00 ～ 21：00			216円	216円	216円
日・祝日	8：00 ～ 21：00			216円	216円	216円

（注）
1．上記手数料には消費税および地方消費税が含まれています。
2．当組合の本支店をはじめ、全国の MICS（※ 2）加盟金融機関、「ゆうちょ銀行」、コンビニ ATM（一部を除く）でお支払ができます。
また、相互入金の業務提携をしている金融機関（第二地銀、信金、信組、ゆうちょ銀行等）でカードでのご入金ができます。
3．他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合、1 日あたりのお支払限度額は 200 万円となります。
ただし、その金融機関が 200 万円未満でお支払限度額を設定している場合は、その金額が限度額となります。
4．ローンカードでのご入金は、組合員以外の方は、1 回あたり 5 万円未満に制限させていただいております。

ATM お振込

●当日振込のお取扱は 8：00 ～ 15：00 です。平日の 15：00 以降 ATM 取扱終了時間までと、土・日・祝日の 8：00 ～ 21：00 の間のお取扱分は、ご予約分として当組合が資金をお預かりし、翌営業日にお振込いたします。

現金でのお振込（平日 8:00~18:00 まで）	同一支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	324円
	他行宛	5万円未満	432円	5万円以上	648円
当組合カードでのお振込	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
	本支店宛	5万円未満	108円	5万円以上	216円
	他行宛	5万円未満	375円	5万円以上	540円

（注）
1．上記手数料には消費税および地方消費税が含まれています。
2．MICS 加盟金融機関のキャッシュカードをご利用の場合、さらに別途提携手数料がかかります。

（※ 1）　：「しんくみお得ねっと」とは、全国の大部分の信用組合が提携し、提携信用組合の ATM で指定時間内にお支払の場合、手数料が無料となるサービスです。左のステッカーが目印です。

（※ 2）　MICS　：MICS とは全国キャッシュカードサービスの略称です。MICS 加盟金融機関が発行するキャッシュカードで全国の金融機関の大部分の CD や ATM をご利用いただけます。また、当組合のキャッシュカードで MICS 加盟金融機関でのお振込も可能です。その場合の手数料は、利用 ATM を管理する各金融機関の手数料に準じます。

営業店一覧

〔当組合の営業地区〕

東京都内一円

（平成 28 年 7 月 1 日現在）

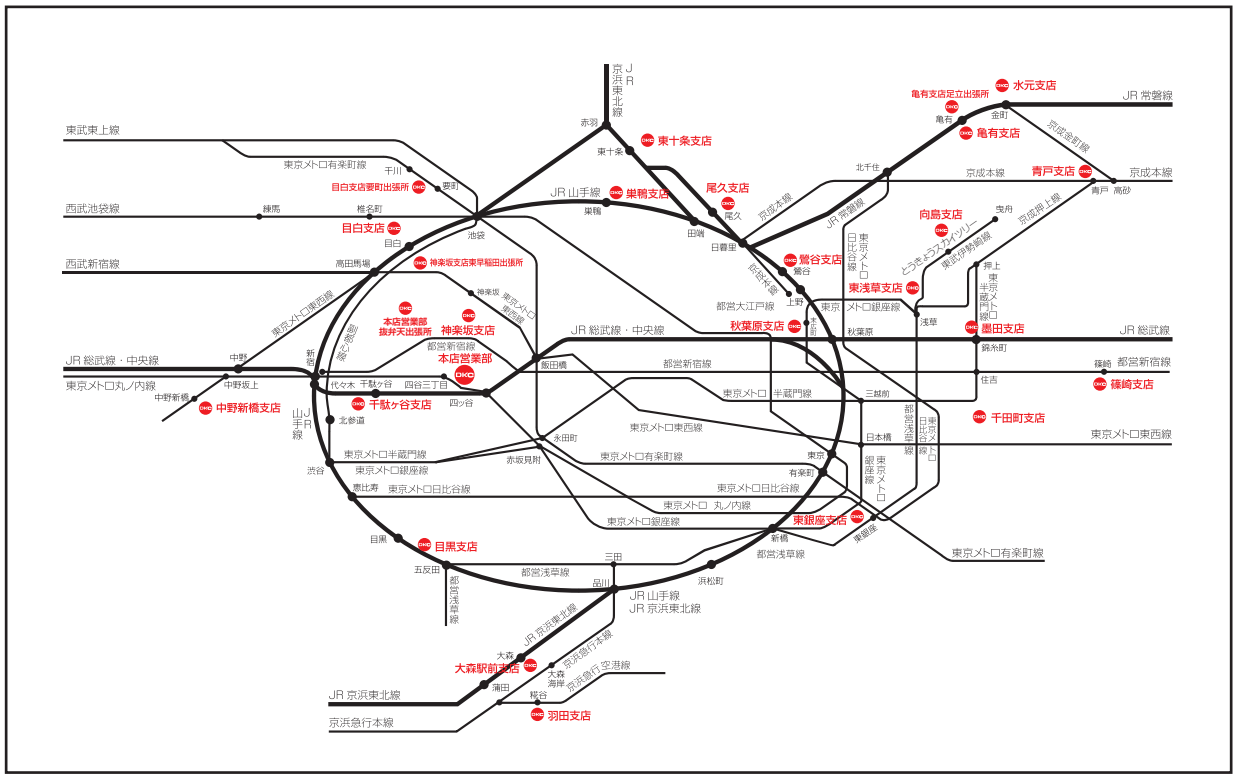

本店営業部	〒160-0004	新宿区四谷２-１３	（四谷三丁目交差点新宿通り東寄り） (3359) 3781(代)
本店営業部抜弁天出張所	〒162-0056	新宿区若松町１６-１	（抜弁天バス停前） (6265) 9351(代)
神楽坂支店	〒162-0825	新宿区神楽坂５-６	（神楽坂通り商店街） (3269) 3111(代)
神楽坂支店東早稲田出張所	〒162-0041	新宿区早稲田鶴巻町１１０	（鶴巻小学校前交差点そば） (3232) 4021(代)
墨田支店	〒130-0011	墨田区石原４-２４-５	（蔵前橋通り石原四丁目） (3624) 6241(代)
巣鴨支店	〒170-0002	豊島区巣鴨２-４-２	（ＪＲ巣鴨駅北口） (3918) 0401(代)
鶯谷支店	〒110-0003	台東区根岸３-４-５	（ＪＲ鶯谷駅前） (3874) 8621(代)
＊平成28年9月20日移転予定　台東区根岸3-13-2（うぐいす通り沿い）			
尾久支店	〒116-0011	荒川区西尾久1-21-15	（小台通り） (3893) 7205(代)
千田町支店	〒135-0013	江東区千田５-９	（四ッ目通り千田バス停前） (3615) 6381(代)
向島支店	〒131-0033	墨田区向島2-13-12	（向島二丁目バス停隣） (3624) 5721(代)
＊平成28年8月29日移転予定　墨田区向島3-16-4（向島二丁目交差点そば）			
亀有支店	〒125-0061	葛飾区亀有３-２０-８	（亀有駅南口　亀有銀座商店街） (3602) 9161(代)
亀有支店足立出張所	〒120-0003	足立区東和２-１５-３	（東和交番そば） (3605) 6141(代)
目白支店	〒161-0033	新宿区下落合3-12-18	（ＪＲ目白駅西側目白通り） (3953) 4411(代)
目白支店要町出張所	〒171-0043	豊島区要町2-13-10	（要町通り東京メトロ千川駅そば） (3530) 7411(代)
東浅草支店	〒111-0024	台東区今戸２-１５-４	（今戸バス停前） (3876) 0241(代)
羽田支店	〒144-0035	大田区南蒲田３-３-１７	（環八通り糀谷駅前交差点そば） (3743) 5351(代)
東十条支店	〒114-0001	北区東十条３-１３-１０	（東十条商店街通り） (3913) 7151(代)
目黒支店	〒141-0021	品川区上大崎３-２-１	（ＪＲ目黒駅東口前） (3445) 0721(代)
東銀座支店	〒104-0061	中央区銀座６-１４-８	（東京メトロ東銀座駅昭和通り沿い） (3543) 6921(代)
大森駅前支店	〒140-0013	品川区南大井6-27-25	（ＪＲ大森駅東口広場前） (3766) 5321(代)
秋葉原支店	〒101-0021	千代田区外神田３-６-４	（妻恋坂交差点そば） (3253) 4801(代)
青戸支店	〒125-0062	葛飾区青戸３-４０-３	（京成青砥駅入口バス停そば） (3602) 1171(代)
水元支店	〒125-0032	葛飾区水元３-２２-２６	（水元中央通り） (3627) 5931(代)
中野新橋支店	〒164-0013	中野区弥生町２-２０-２	（弥生町二丁目交差点そば） (3372) 2121(代)
千駄ヶ谷支店	〒151-0051	渋谷区千駄ヶ谷4-22-2	（千駄ヶ谷大通り商店街） (3497) 9371(代)
篠崎支店	〒133-0061	江戸川区篠崎町7-21-12	（都営新宿線篠崎駅そば） (3678) 6991(代)

○全店（出張所を除く）、全信組連の代理店として日本銀行歳入復代理店の認可を受けております。

当組合の子会社

当組合および子会社等の主要事業内容・組織構成

当組合グループにおいて営まれている主要な事業の内容と当組合並びに重要な子会社・子法人・関連法人等の位置付けは次のとおりであります。

- 当組合は、本店のほか全営業店において預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- 恒信サービス株式会社は、当組合の事業用不動産の管理および事務代行を主業務としております。

〈組織図〉

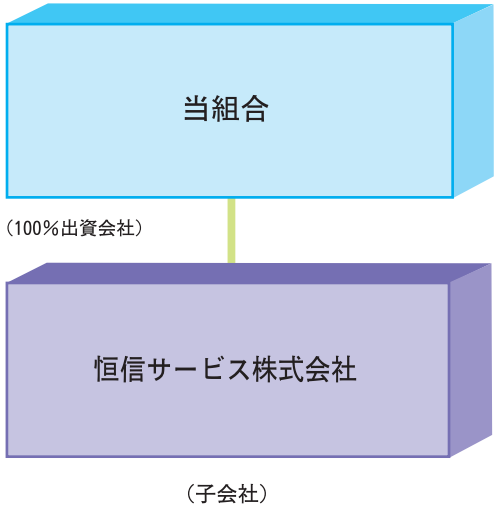

子会社等の状況

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

会　社　名	主要事業内容	設立年月日	資本金	当組合合出資比率
恒信サービス株式会社	当組合の事業用不動産の管理および当組合の事務代行 ・不動産の所有、管理および賃貸 ・文書、証票等書類の作成、印刷、配送等	昭和 61 年 11 月 15 日	250 百万円	100％
東京都新宿区四谷 2 － 13				

（注）上記の重要な子会社の売上高は、年 122 百万円、当期純利益は 16 百万円であります。

経営資料目次

- 経営環境と業績 …… 44
- 主要な経営指標の推移 …… 45
- 貸借対照表 …… 46
- 損益計算書・損失処理計算書 …… 50
- 業務粗利益・業務純益 …… 51
- 資金運用勘定・調達勘定の平均残高 …… 52
- 役務取引の状況 …… 52
- その他業務収益の内訳 …… 52
- その他業務費用の内訳 …… 52
- 経費の内訳 …… 53
- 受取利息および支払利息の増減 …… 53
- オフバランス取引の状況 …… 53
- 諸比率・諸利回り …… 53
- 有価証券 …… 54

【資金調達】

- 預金科目別平均残高 …… 54
- 預金者別預金残高 …… 54
- 定期預金の金利区分別残高 …… 54
- 金額別預金口数・残高 …… 54

【資金運用】

- 貸出金科目別平均残高 …… 55
- 貸出金使途別内訳 …… 55
- 貸出金業種別内訳 …… 55
- 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 55
- 貸出金の固定・変動金利区分別内訳 …… 55
- 貸出金担保別内訳 …… 55
- 債務保証見返担保別残高 …… 55
- 金額別貸出先数・金額 …… 56
- 貸倒引当金の内訳 …… 56
- 貸出資産の償却等の状況 …… 56
- リスク管理債権および同債権に対する保全額 …… 56
- 金融再生法開示債権および同債権に対する保全額 …… 57

【登録金融機関業務】

- 公共債・投資信託の売買の状況 …… 57
- 公共債・投資信託の募集の取り扱い状況 …… 57
- 公共債ディーリング実績 …… 57

【その他の業務】

- 代理貸付残高の内訳 …… 57
- 内国為替取扱実績 …… 57

【連結経営資料】

- 連結事業の概況 …… 58
- 連結の業務指標 …… 58
- 連結貸借対照表 …… 58
- 連結損益計算書・連結剰余金計算書 …… 59
- 連結リスク管理債権額 …… 60
- 連結セグメント情報 …… 60

【自己資本比率規制への対応】

- 自己資本比率規制への対応（単体） …… 61
- 自己資本比率規制への対応（連結） …… 67

・本文記載数値の単位未満の処理は、原則として金額、比率とも切捨しています。
・「0」は単位未満、「－」は皆無または該当なしを表しています。
・残高は期末の残高、平均残高は期中平均の残高です。

経営環境と業績（平成 27 年度）

金融経済環境

我が国を取り巻く経済環境は、金融市場の動揺は一服するも IMF が世界経済見通しを下方修正するなど先行きへの懸念が強まっています。足踏みする日本経済に年初来の円高進行という逆風が加わり、大企業・製造業を中心に業況判断が悪化、これまで緩やかに回復してきた国内景気について不透明感が増しています。

金融市場では原油価格の上昇や米経済指標の改善などから、世界的な株価は水準を戻していますが、日本株は為替相場が円高に振れていることから値幅が大きく不安定な推移となっています。マイナス金利政策の影響から 10 年国債利回りも、マイナスでの推移が続くなど債券市場への影響なども大きくなっています。

当組合の業況

このような経済情勢の中、当組合は地域密着とお客さま第一主義の実践を経営の柱に掲げ、業務推進に努めてまいりました。

平成 28 年 3 月末の預金残高は、前年度を 51 億円下回る 3,131 億円、貸出金残高は 2,318 億円と前年度を 83 億円上回りました。

損益につきましては、亀有支店、羽田支店の移転によるリニューアルオープン、既存店舗の大規模修繕等を行いましたが、前年度を 3 億円上回る 14 億円の当期純利益を確保できました。

また、貸出金増加により、リスクアセットが増加したことを主要因として、平成 28 年 3 月末の自己資本比率は 7.78％と前年度末を 0.28％下回りましたが、引き続き国内基準である 4％を上回る健全な水準を維持しております。

平成 28 年度の取り組み

物や金から人、均一性から多様性、量から質へと時代が変化している中、地域金融機関としての信用組合の役割は益々重要となってきており、当組合はこの時代や社会の要請にきめ細かく応えてまいります。

東京を元気にするために、若者や女性の創業・起業を積極的に支援いたします。創業期の企業へ出資を行う「かんしん未来ファンド」、融資ニーズに対応する「かんしん未来ローン」、創業者のネットワークづくりに役立つ「かんしん未来くらぶ」など、当組合は創業者への支援を強化しています。

また、組合員の事業内容を正しく評価する「目利き力」ナンバーワンの金融機関を目標としています。これは「過去」の実績に基づく従来型の金融と決別し、担保や格付に頼らず、地域の組合員の皆さまに寄り添い未来をともに語り合える「未来志向の組合」を目指すものです。

さらに、当組合は東京だけではなく、信用組合の相互扶助の精神に基づき地方の信用組合とも提携し、地方創生にも貢献してまいります。

「地域金融機関のトップランナー」として当組合の経営理念である「地域とのふれあいを大切にし、皆さまの幸せに貢献いたします」の実践に向けて努めてまいります。

主要な経営指標の推移

区　分	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	千円	7,690,198	7,304,055	6,799,369	6,401,485	6,728,332
実質業務純益	千円	2,523,962	2,313,102	1,769,963	1,005,907	969,595
業務純益	千円	2,051,502	2,417,361	2,844,387	1,005,907	969,595
経常利益	千円	145,163	227,820	1,014,830	957,392	1,260,499
当期純利益	千円	118,252	225,436	1,105,957	1,127,371	1,472,187
未処分剰余金	千円	△ 4,301,943	△ 4,347,436	△ 3,241,478	△ 1,786,470	△ 314,283
預金残高	百万円	319,014	320,129	314,550	318,295	313,102
貸出金残高	百万円	225,930	220,712	217,981	223,477	231,867
有価証券残高	百万円	25,385	21,431	11,275	11,514	3,002
総資産残高	百万円	332,293	333,363	328,527	333,066	339,261
純資産残高	百万円	7,720	7,894	8,896	9,927	11,311
自己資本比率	%	7.07	7.09	8.28	8.06	7.78
個人　組合員数	人	36,639	36,909	36,626	36,149	35,969
普通出資金	百万円	1,875	1,952	1,911	1,848	1,791
法人　組合員数	人	8,598	8,521	8,436	8,368	8,378
普通出資金	百万円	3,244	3,110	3,047	3,007	2,960
合計　組合員数	人	45,237	45,430	45,062	44,517	44,347
普通出資金	百万円	5,119	5,063	4,958	4,856	4,751
出資口数	千口	14,238	14,126	13,917	13,712	13,503
うち普通出資口数	千口	10,238	10,126	9,917	9,712	9,503
うち優先出資口数	千口	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
出資金に対する配当金	千円	—	—	—	—	—
うち普通出資金	千円	—	—	—	—	—
うち優先出資金	千円	—	—	—	—	—
役職員数　男性	人	237	234	232	234	231
女性	人	108	110	112	123	133
合計	人	345	344	344	357	364

自己資本額および自己資本比率の推移

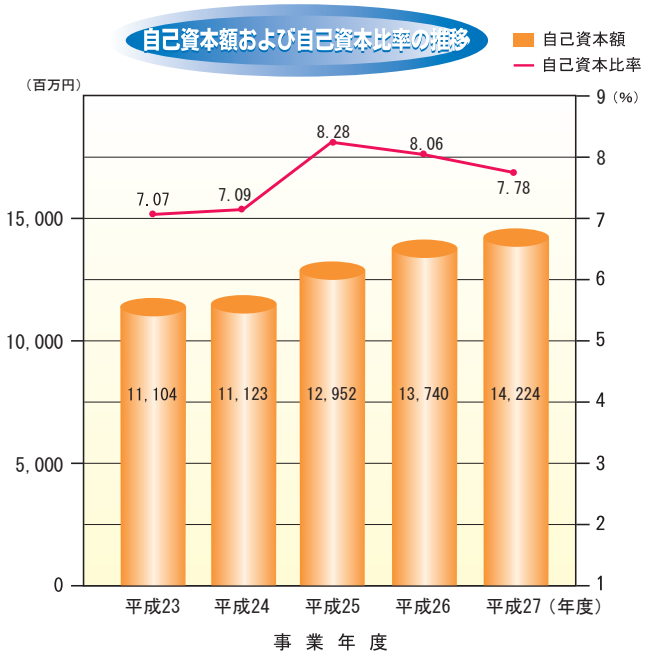

業務純益の推移

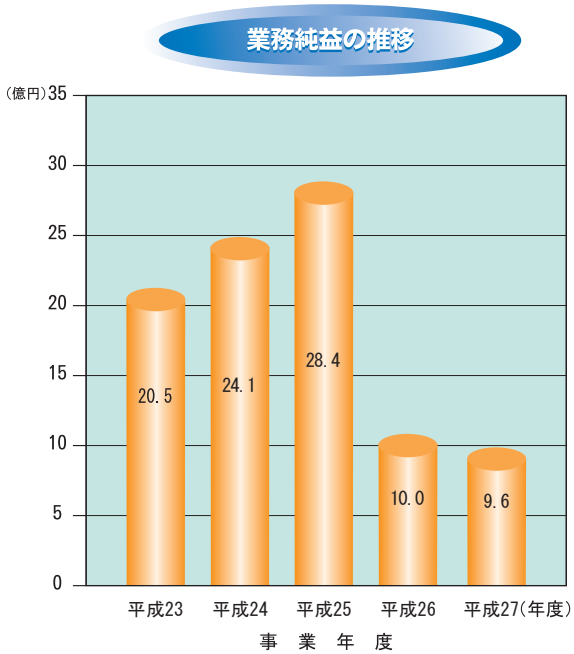

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
（資産の部）		
現金	**2,496**	**2,403**
預け金	**92,431**	**97,488**
有価証券	**11,514**	**3,002**
国債	11,030	366
地方債	—	728
社債	—	310
株式	276	406
その他の証券	206	1,191
貸出金	**223,477**	**231,867**
割引手形	714	594
手形貸付	11,271	13,034
証書貸付	209,899	216,541
当座貸越	1,592	1,697
その他資産	**2,105**	**2,523**
未決済為替貸	14	15
全信組連出資金	1,077	1,077
前払費用	16	16
未収収益	383	382
その他の資産	612	1,030
有形固定資産	**6,039**	**6,496**
建物	863	1,137
土地	4,584	4,629
リース資産	305	233
建設仮勘定	204	375
その他の有形固定資産	80	119
無形固定資産	**540**	**509**
ソフトウェア	6	3
リース資産	18	15
その他の無形固定資産	515	490
繰延税金資産	**40**	**36**
債務保証見返	**42**	**83**
貸倒引当金	**△ 5,622**	**△ 5,149**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 3,824）	（△ 3,894）
資産の部合計	**333,066**	**339,261**

（単位：百万円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
（負債の部）		
預金積金	**318,295**	**313,102**
当座預金	3,210	3,984
普通預金	82,383	81,987
貯蓄預金	313	271
通知預金	134	258
定期預金	220,539	214,980
定期積金	7,690	8,283
その他の預金	4,022	3,336
借用金	**2,500**	**12,316**
借入金	2,500	2,500
当座借越	—	9,816
その他負債	**1,436**	**1,603**
未決済為替借	21	21
未払費用	240	220
給付補填備金	12	11
未払法人税等	11	11
前受収益	208	218
払戻未済金	169	160
職員預り金	234	238
リース債務	341	262
資産除去債務	97	102
その他の負債	100	354
退職給付引当金	**582**	**553**
役員退職慰労引当金	**60**	**79**
睡眠預金払戻損失引当金	**12**	**14**
偶発損失引当金	**64**	**52**
再評価に係る繰延税金負債	**144**	**144**
債務保証	**42**	**83**
負債の部合計	**323,138**	**327,950**
（純資産の部）		
出資金	**11,356**	**11,251**
普通出資金	4,856	4,751
優先出資金	6,500	6,500
利益剰余金	**△ 1,786**	**△ 314**
その他利益剰余金	△ 1,786	△ 314
当期未処分剰余金	△ 1,786	△ 314
組合員勘定合計	**9,569**	**10,937**
その他有価証券評価差額金	**5**	**21**
土地再評価差額金	**352**	**352**
評価・換算差額等合計	**357**	**373**
純資産の部合計	**9,927**	**11,311**
負債及び純資産の部合計	**333,066**	**339,261**

〔貸借対照表注記〕

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	707 百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,204 百万円

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的調整を行って算定する方法」により算出しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 285 百万円下回っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	3 年 ～ 39 年
その他	4 年 ～ 20 年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額は零としております。

7. 貸倒引当金は、当組合が予め定めている資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係わる債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係わる債権については、下記直接減額（※）後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係わる債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、営業部店が第 1 次、本部の審査部及び融資企画室が第 2 次の査定を実施しております。第 2 次の査定実施後、当該部署から独立した本部監査部が、査定が正しく行われたことを確認するための抽出監査を行っており、その監査結果を受けて、査定に基づき上記の引当を行っております。
また、当組合の償却・引当基準は、全国信用組合中央協会の定める信用組合における決算経理要領及び日本公認会計士協会から示された「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
（※）直接減額の内容
破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しており、その金額は 1,382 百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（12 年）による定額法により費用処理。
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（12 年）による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積み立て状況に関する事項
（平成 27 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	384,802 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	327,959 百万円
差引額	56,842 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分） 2.159%

(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 28,599 百万円及び別途積立金 85,442 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 17 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金 47 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、少額リース（3 百万円未満）取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等については、一括して資産に計上し、一定期間にわたり償却する方法によっております。

14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

15. 子会社等の株式又は出資金の総額 317 百万円

16. 子会社等に対する金銭債権総額 221 百万円

17. 子会社等に対する金銭債務総額 47 百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 2,705 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は、216 百万円、延滞債権額は、14,981 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は、376 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,315 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、17,890百万円であります。なお、19.から22.に掲げた金額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、594百万円であります。

24. 担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保提供している資産	預け金	12,200百万円
担保資産に対応する債務	借用金	9,816百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金10,201百万円を担保として提供しております。

25. 出資1口当たりの純資産額は△72円47銭であります。

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、国債を中心とした内国債券や上場株式などの、有価証券による運用も行っております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

貸出金についての与信管理は、各営業店のほか、審査部、融資企画室により行われ、重要な案件については、理事長、会長、副理事長、専務理事、常務理事、審査担当役員により構成する審査会の承認を受けております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利変動リスクを管理しています。ALMを所管するリスク管理室において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。ALMの結果は、理事長、会長、副理事長、専務理事、常務理事等で構成するALM委員会において、毎月1回、月次ベースで報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用室が年度毎に運用方針を策定のうえ、商品別の運用限度額を決定しております。運用方針ならびに商品別の運用限度額については、毎年度ALM委員会、常務会において承認を受けております。

このような運用限度額の設定のほか、リスク管理室による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

非上場の取引先が発行する株式も事業推進目的で保有しておりますが、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングのうえ、定期的に資産査定を行っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券、その他の証券、「預け金」、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のＶａＲはモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間2年）により算出しており、平成28年3月31日現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で25百万円です。

ただし、ＶａＲは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して資金管理を適切に行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	97,488	97,997	509
(2) 有価証券	2,683	2,683	－
その他有価証券	2,683	2,683	－
(3) 貸出金（＊1）	231,867	－	－
貸倒引当金（＊2）	▲5,147	－	－
	226,720	230,662	3,941
金融資産計	326,892	331,343	4,450
(1) 預金積金	313,102	313,359	256
金融負債計	313,102	313,359	256

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、金利スワップレート）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、金利スワップレート）で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社等株式（＊1）	250
非上場株式 （＊1）	2
組合出資金 （＊2）	67
合計	319

（＊1）子会社等株式及び一部の非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1) 売買目的有価証券に分類する有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券はありません。
(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	― 百万円	― 百万円	― 百万円
債券	1,404	1,349	55
国債	366	349	17
地方債	728	700	27
社債	310	299	10
その他	425	420	5
小　計	1,830	1,769	61

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	156 百万円	184 百万円	28 百万円
その他	765	769	3
小　計	922	953	31
合　計	2,752	2,723	29

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
80 百万円	60 百万円	―百万円

31. その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	18 百万円	9 百万円	1,377 百万円	― 百万円
国債	18	9	339	―
地方債	―	―	728	―
社債	―	―	310	―
その他	―	199	389	―
合　計	18	208	1,767	―

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 11,293 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,534 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	154
役員退職慰労引当金	22
減価償却超過額	9
固定資産減損損失	158
資産除去債務	28
繰越欠損金	1,053
その他	40
繰延税金資産小計	3,001
評価性引当額	△ 2,951
繰延税金資産合計	50
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5
その他有価証券評価差額金	8
繰延税金負債合計	13
繰延税金資産の純額	36 百万円

〔報酬体系について〕

1. 対象役員
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
(2) 役員に対する報酬　（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	57	138
監事	13	21
合計	70	159

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事 10 名、監事 2 名です。（退任役員を含む）
3. 使用人兼務理事 5 名の使用人分の報酬は、39 百万円です。
4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事 2 百万円です。
(3) その他
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者うち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成 27 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、平成 27 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

損益計算書

（単位：千円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	**6,401,485**	**6,728,332**
資金運用収益	**5,786,591**	**5,677,280**
貸出金利息	5,451,735	5,355,716
預け金利息	270,002	248,430
有価証券利息配当金	21,618	29,979
その他の受入利息	43,234	43,153
役務取引等収益	**536,485**	**543,069**
受入為替手数料	101,495	103,525
その他の役務収益	434,989	439,543
その他業務収益	**37,555**	**119,972**
その他の業務収益	37,555	119,972
その他経常収益	**40,853**	**388,009**
貸倒引当金戻入益	14,759	225,398
償却債権取立益	1,374	1,359
株式等売却益	625	100,891
その他の経常収益	24,093	60,359
経常費用	**5,444,093**	**5,467,832**
資金調達費用	**397,864**	**392,047**
預金利息	325,252	316,895
給付補填備金繰入額	3,518	2,828
借用金利息	67,499	70,733
その他の支払利息	1,593	1,589
役務取引等費用	**470,469**	**440,690**
支払為替手数料	34,721	35,036
その他の役務費用	435,748	405,654
その他業務費用	**2,532**	**2,557**
国債等債券売却損	12	—
その他の業務費用	2,520	2,557
経費	**4,503,036**	**4,557,811**
人件費	2,554,199	2,576,736
物件費	1,765,071	1,781,118
税金	183,766	199,957
その他経常費用	**70,189**	**74,725**
貸出金償却	16,551	—
株式等売却損	—	2,655
金銭の信託運用損	—	13,172
その他の経常費用	53,638	58,897
経常利益	**957,392**	**1,260,499**
特別利益	**79,099**	**356,002**
固定資産処分益	79,099	356,002
特別損失	**54,124**	**134,281**
固定資産処分損	38,105	134,281
減損損失	16,018	—
税引前当期純利益	**982,367**	**1,482,219**
法人税、住民税及び事業税	**10,946**	**11,350**
法人税等調整額	**△ 155,951**	**△ 1,318**
法人税等合計	**△ 145,004**	**10,032**
当期純利益	**1,127,371**	**1,472,187**
繰越金（当期首残高）	**△ 3,241,478**	**△ 1,786,470**
土地再評価差額金取崩額	**327,635**	**—**
当期未処分剰余金	**△ 1,786,470**	**△ 314,283**

〔損益計算書注記事項〕

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社との取引による収益総額　31 百万円
　子会社との取引による費用総額　87 百万円

3．出資 1 口当りの当期純利益　150 円 89 銭

損失処理計算書

（単位：千円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
当期未処理損失金	**1,786,470**	**314,283**
繰越金（当期末残高）	**△ 1,786,470**	**△ 314,283**

財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 67 期の事業年度における賃借対照表、損益計算書および損失処理計算書、および同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

平成 28 年 6 月 28 日

第一勧業信用組合
理事長　新田　信行

業務粗利益

（単位：千円）

科　目		平成 26 年度	平成 27 年度
資金利益	資金運用収益	5,786,591	5,677,280
	資金調達費用	397,864	391,187
	計	5,388,726	5,286,092
役務取引等利益	役務取引等収益	536,485	543,069
	役務取引等費用	470,469	440,690
	計	66,016	102,378
その他業務利益	その他業務収益	37,555	119,972
	その他業務費用	2,532	2,557
	計	35,022	117,415
業務粗利益		5,489,765	5,505,886
業務粗利益率		1.65%	1.65%

（注）資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（27 年度 859 千円）を控除して表示しております。

業務純益

（単位：千円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
業務純益	1,005,907	969,595

資金運用勘定・調達勘定の平均残高

（単位：残高は百万円・利息は千円）

科　目			平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	うち貸出金	26 年度	220,684	5,451,735	2.47%
		27 年度	226,526	5,355,716	2.36%
	うち預け金	26 年度	103,592	270,002	0.26%
		27 年度	100,152	248,430	0.24%
	うち有価証券	26 年度	6,729	21,618	0.32%
		27 年度	5,276	29,979	0.56%
	平成 26 年度計		332,085	5,786,591	1.74%
	平成 27 年度計		333,033	5,677,280	1.70%
資金調達勘定	うち預金積金	26 年度	320,853	328,770	0.10%
		27 年度	319,330	319,724	0.10%
	うち借用金	26 年度	2,500	67,499	2.69%
		27 年度	5,770	70,733	1.22%
	平成 26 年度計		323,584	397,864	0.12%
	平成 27 年度計		324,628	391,187	0.12%

役務取引の状況

（単位：千円）

科　目		平成 26 年度	平成 27 年度
役務取引等収益	受入為替手数料	101,495	103,525
	その他の受入手数料	434,989	439,543
	計	536,485	543,069
役務取引等費用	支払為替手数料	34,721	35,036
	その他の支払手数料	109,812	84,530
	その他の役務取引等費用	325,935	321,124
	計	470,469	440,690

その他業務収益の内訳

（単位：千円）

科　目		平成 26 年度	平成 27 年度
その他業務収益	その他の業務収益	37,555	119,972
	計	37,555	119,972

その他業務費用の内訳

（単位：千円）

科　目		平成 26 年度	平成 27 年度
その他業務費用	国債等債券売却損	12	—
	その他の業務費用	2,520	2,557
	計	2,532	2,557

経費の内訳

（単位：百万円）

科　目		平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	報酬給料手当	2,063	2,065
	退職給付費用	192	195
	社会保険料等	278	293
	その他	20	21
	計	2,554	2,576
物件費	事務費	607	620
	固定資産費	537	579
	事業費	135	148
	人事厚生費	70	73
	預金保険料	226	136
	その他	188	221
	計	1,765	1,781
税金		183	199
経費合計		4,503	4,557

受取利息および支払利息の増減

（単位：百万円）

項　目	平成 26 年度	平成 27 年度
受取利息の増減	△ 407	△ 109
支払利息の増減	6	△ 6

オフバランス取引の状況

当組合のオフバランス取引はございません。
（自己資本比率計算上のオフバランス取引金額との違いは、自己資本比率の計算では算出基準に基づき、債務保証見返勘定等の金額が含まれているためです。）

諸比率・諸利回り

総資産利益率　（単位：%）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産経常利益率	0.28	0.37
総資産当期純利益率	0.33	0.43

総資金利鞘等　（単位：%）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度
資産運用利回	1.74	1.70
資金調達原価率	1.50	1.51
総資金利鞘	0.24	0.19

業務粗利益経費率等　（単位：%）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度
ROA（修正コア業務純益率）	0.29	0.28
OHR（業務粗利益経費率）	81.67	82.38

常勤役職員１人あたりの預金および貸出金残高（単位：百万円）

区　分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
役職員１人あたりの預金残高	894	862
役職員１人あたりの貸出金残高	627	638

１店舗あたりの預金および貸出金残高（単位：百万円）

区　分	平成 26 年度末	平成 27 年度末
１店舗あたりの預金残高	12,242	12,042
１店舗あたりの貸出金残高	8,595	8,917

預貸率および預証率　（単位：%）

区　分		平成 26 年度	平成 27 年度
預貸率	（期中平均）	68.78	70.93
	（期　末）	70.21	74.05
預証率	（期中平均）	2.09	1.65
	（期　末）	3.61	0.95

有価証券

有価証券の種類別平均残高 （単位：百万円・%）

項目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	4,749	70.5	2,268	42.9
地方債	—	—	428	8.1
短期社債	1,670	24.8	1,676	31.7
社債	—	—	114	2.1
株式	255	3.7	354	6.7
その他の証券	54	0.8	433	8.2
合計	6,729	100.0	5,276	100.0

（商品有価証券はありません。）

有価証券等の評価 （単位：百万円）

項目	平成 26 年度末	平成 27 年度末
取得原価	11,507	2,973
時価	11,514	3,002
評価損益	7	29

（デリバティブ等商品はありません。）

有価証券の種類別・残存期間別残高 （単位：百万円・%）

項目	平成 26 年度末					平成 27 年度末				
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めのないもの	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定めのないもの
国債	11,012	18	—	—	—	18	9	339	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	728	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	310	—	—
株式	—	—	—	—	276	—	—	—	—	406
その他の証券	—	—	—	—	206	—	199	389	—	602
合計	11,012	18	—	—	483	18	208	1,767	—	1,008

資金調達

預金科目別平均残高 （単位：百万円・%）

科目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	3,480	1.0	3,604	1.1
普通預金	90,712	28.2	90,174	28.2
貯蓄預金	316	0.0	297	0.0
通知預金	229	0.0	198	0.0
定期預金	217,967	67.9	216,522	67.8
定期積金	7,603	2.3	7,965	2.4
その他の預金	542	0.1	567	0.1
合計	320,853	100.0	319,330	100.0

預金者別預金残高 （単位：百万円・%）

区分		平成 26 年度末		平成 27 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
個人		245,742	77.2	242,808	77.5
法人		72,552	22.8	70,294	22.4
	一般法人	66,692	21.0	65,395	20.8
	金融機関	72	0.0	76	0.0
	公金	5,787	1.8	4,822	1.5
合計		318,295	100.0	313,102	100.0

定期預金の金利区分別残高 （単位：百万円・%）

区分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	220,526	99.9	214,970	99.9
変動金利	13	0.0	10	0.0
合計	220,539	100.0	214,980	100.0

金額別預金口数・残高 （単位：口・百万円・%）

金額	平成 26 年度末				平成 27 年度末			
	口数	構成比	金額	構成比	口数	構成比	金額	構成比
100 万円未満	164,243	67.2	23,957	7.5	158,058	67.0	22,551	7.2
100 万円以上 500 万円未満	64,439	26.3	110,487	34.7	62,478	26.5	107,425	34.3
500 万円以上 1,000 万円未満	9,508	3.8	57,631	18.1	8,715	3.6	53,303	17.0
1,000 万円以上 5,000 万円未満	5,710	2.3	76,504	24.0	6,098	2.5	82,226	26.2
5,000 万円以上 1 億円未満	163	0.0	10,145	3.1	155	0.0	9,557	3.0
1 億円以上 3 億円未満	68	0.0	9,812	3.0	74	0.0	10,725	3.4
3 億円以上	20	0.0	29,752	9.3	23	0.0	27,310	8.7
合計	244,151	100.0	318,295	100.0	235,601	100.0	313,102	100.0

資金運用

貸出金科目別平均残高 （単位：百万円・%）

科目	平成26年度 金額	平成26年度 構成比	平成27年度 金額	平成27年度 構成比
割引手形	768	0.3	671	0.2
手形貸付	10,539	4.7	12,609	5.5
証書貸付	208,023	94.2	211,792	93.4
当座貸越	1,352	0.6	1,453	0.6
合計	220,684	100.0	226,526	100.0

貸出金使途別内訳 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
運転資金	83,858	37.5	86,061	37.1
設備資金	139,619	62.4	145,806	62.8
合計	223,477	100.0	231,867	100.0

貸出金業種別内訳 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
製造業	10,825	4.8	10,417	4.4
農業、林業	3	0.0	1	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	9,608	4.2	8,913	3.8
電気、ガス、熱供給、水道業	241	0.1	323	0.1
情報通信業	3,846	1.7	3,816	1.6
運輸業、郵便業	2,640	1.1	2,751	1.1
卸売業、小売業	18,775	8.4	16,836	7.2
金融業、保険業	565	0.2	68	0.0
不動産業	59,737	26.7	72,330	31.1
物品賃貸業	223	0.1	185	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	3,575	1.5	3,617	1.5
宿泊業	4,367	1.9	3,001	1.2
飲食業	5,839	2.6	6,016	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	3,031	1.3	2,866	1.2
教育、学習支援業	160	0.0	203	0.0
医療、福祉	925	0.4	1,348	0.5
その他のサービス	8,032	3.5	6,905	2.9
その他の産業	403	0.1	533	0.2
小計	132,805	59.4	140,136	60.4
地方公共団体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	90,672	40.5	91,731	39.5
合計	223,477	100.0	231,867	100.0

（注）業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
消費者ローン	4,084	5.4	4,288	5.8
住宅ローン	70,934	94.5	68,438	94.1
合計	75,019	100.0	72,727	100.0

貸出金の固定・変動金利区分別内訳 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
固定金利	26,743	11.9	22,485	9.6
変動金利	196,734	88.0	209,382	90.3
合計	233,477	100.0	231,867	100.0

貸出金担保別内訳 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
当組合預金積金	3,456	1.5	3,754	1.6
有価証券	48	0.0	129	0.0
動産	0	0.0	0	0.0
不動産	155,426	69.5	168,500	72.6
その他	30	0.0	26	0.0
小計	158,962	71.1	172,411	74.3
信用保証協会・信用保険	45,316	20.2	35,597	15.3
保証	5,521	2.4	11,338	4.8
信用	13,676	6.1	12,521	5.4
合計	223,477	100.0	231,867	100.0

債務保証見返担保別残高 （単位：百万円・%）

区分	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比
信用	42	100.0	33	50.0
合計	42	100.0	83	100.0

金額別貸出先数・金額

（単位：先・百万円・%）

金　額	平成 26 年度末				平成 27 年度末			
	先　数	構成比	金　額	構成比	先　数	構成比	金　額	構成比
100 万円未満	3,638	30.9	925	0.4	3,506	30.8	868	0.3
100 万円以上 1,000 万円未満	3,493	29.6	14,670	6.5	3,269	28.7	13,955	6.0
1,000 万円以上 5,000 万円未満	3,789	32.2	94,235	42.1	3,645	32.1	89,386	38.5
5,000 万円以上 1 億円未満	542	4.6	37,478	16.7	565	4.9	39,290	16.9
1 億円以上 10 億円未満	296	2.5	65,005	29.0	359	3.1	78,432	33.8
10 億円以上	7	0.0	11,162	4.9	7	0.0	9,934	4.2
合　計	11,765	100.0	223,477	100.0	11,351	100.0	231,867	100.0

貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

区　分	期　別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 26 年度	2,029	1,797	－	2,029	1,797
	平成 27 年度	1,797	1,254	－	1,797	1,254
個別貸倒引当金	平成 26 年度	3,864	3,824	－	3,864	3,824
	平成 27 年度	3,824	3,894	－	3,824	3,894
合　計	平成 26 年度	5,893	5,622	－	5,893	5,622
	平成 27 年度	5,622	5,149	－	5,622	5,149

（注）1．貸倒引当金は、当組合が予め定めている資産査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係わる債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係わる債権については、下記直接減額（※）後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係わる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
2．すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、営業部店が第１次、本部の審査部および融資企画室が第２次の査定を実施し、当該部署から独立した本部監査部が、査定が正しく行われたことを確認するための抽出監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
3．また、当組合の償却・引当基準は、全国信用組合中央協会の定める信用組合における決算経理要領および日本公認会計士協会から示された「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
（※）直接減額の内容
破綻先および実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しており、その金額は 1,382 百万円であります。

貸出資産の償却等の状況

（単位：百万円）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度
貸出金等償却	16	－
個別貸倒引当金純繰入額	216	317
一般貸倒引当金純繰入額	▲ 231	▲ 542
その他（債権売却損等）	－	5
合　計	1	▲ 219

リスク管理債権および同債権に対する保全額

（単位：百万円）

区　分		債権額 A	担保・保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D＝B＋C	保全率 D/A
破綻先債権	平成 26 年度	311	271	40	311	100.00%
	平成 27 年度	216	192	24	216	100.00%
延滞債権	平成 26 年度	14,162	7,975	3,784	11,759	83.04%
	平成 27 年度	14,981	8,402	3,869	12,272	81.91%
3 ヶ月以上延滞債権	平成 26 年度	1,842	785	500	1,285	69.80%
	平成 27 年度	376	254	103	358	95.30%
貸出条件緩和債権	平成 26 年度	1,412	595	383	978	69.29%
	平成 27 年度	2,315	1,079	638	1,718	74.21%
合　計	平成 26 年度	17,728	9,627	4,708	14,336	80.86%
	平成 27 年度	17,890	9,929	4,636	14,566	81.42%

（注）1．「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
2．「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
3．「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
5．「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6．「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれません。
7．「保全率（D／A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8．これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

（単位：百万円）

区分		債権額 A	担保・保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D＝B＋C	保全率 D/A	貸倒引当金引当率 C/(A－B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成26年度	1,608	1,470	138	1,608	100.00%	100.00%
	平成27年度	1,576	1,393	182	1,576	100.00%	100.00%
危険債権	平成26年度	13,134	7,044	3,686	10,731	81.71%	60.54%
	平成27年度	13,936	7,515	3,711	11,226	80.56%	57.80%
要管理債権	平成26年度	3,254	1,380	883	2,264	69.58%	47.16%
	平成27年度	2,691	1,334	742	2,076	77.16%	54.70%
不良債権計	平成26年度	17,997	9,896	4,708	14,604	81.15%	58.12%
	平成27年度	18,204	10,243	4,636	14,879	81.74%	58.24%
正常債権	平成26年度	205,951					
	平成27年度	214,160					
合計	平成26年度	223,948					
	平成27年度	232,364					

（注）1．「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3．「要管理債権」とは、「３ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4．「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5．「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6．「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7．金額は決算後（償却後）の計数です。

登録金融機関業務

公共債・投資信託の売買の状況

（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度
国債	107	146
投資信託	－	－

公共債・投資信託の募集の取り扱い状況

（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度
国債	98	43
投資信託	3,320	2,590

公共債ディーリング実績

実績該当ございません。

その他の業務

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度
全国信用協同組合連合会	42	33
日本政策金融公庫（中小企業事業）	－	－
日本政策金融公庫（国民生活事業）	0	0
住宅金融支援機構	490	380
合計	532	413

内国為替取扱実績

（単位：件・百万円）

区分	平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	266,566	203,866	284,020	209,865
被仕向為替	355,117	205,859	367,101	206,684

連結経営資料

連結事業の概況

当組合グループは親組合である第一勧業信用組合と子会社１社（恒信サービス株式会社）で構成されております。

親組合は本店のほか全営業店において預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

平成 27 年度は、地域密着とお客さま第一主義の実践を経営の柱に掲げ、業務推進に努めてまいりました。

平成 28 年３月末の預金残高は、前年度を 51 億円下回る 3,130 億円、貸出金残高は 2,316 億円と前年度を 83 億円上回りました。

損益につきましては、亀有支店、羽田支店の移転によるリニューアルオープン、既存店舗の大規模修繕等を行いましたが、前年度を３億円上回る 14 億円の当期純利益を確保できました。

また、貸出金増加により、リスクアセットが増加したことを主要因として、平成 28 年３月末の自己資本比率は 8.27％と前年度末を 0.30％下回りましたが、引き続き国内基準である４％を上回る健全な水準を維持しております。

連結の業務指標

（単位：百万円）

項　目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	7,702	7,308	6,802	6,398	6,731
経常利益	123	236	1,027	956	1,279
当期純利益	74	229	1,110	1,116	1,484
純資産額	8,693	8,872	9,878	10,898	12,295
総資産額	333,363	334,420	329,580	334,113	340,332
自己資本比率	7.64%	7.66%	8.86%	8.57%	8.27%

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
（資産の部）		
現金	2,496	2,403
預け金	92,432	97,489
有価証券	11,264	2,752
貸出金	223,309	231,646
その他資産	2,105	2,524
有形固定資産	7,389	8,071
無形固定資産	694	509
債務保証見返	42	83
貸倒引当金	△ 5,622	△ 5,148
資産の部合計	334,113	340,332

（単位：百万円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
（負債の部）		
預金積金	318,247	313,055
借用金	2,500	12,316
その他負債	1,447	1,618
退職給付引当金	582	553
役員退職慰労引当金	60	79
その他の引当金	77	67
繰延税金負債	112	119
再評価に係る繰延税金負債	144	144
債務保証	42	83
負債の部合計	323,214	328,037
（純資産の部）		
出資金	11,356	11,251
利益剰余金	△ 814	669
評価・換算差額等合計	357	373
純資産の部合計	10,898	12,295
負債及び純資産の部合計	334,113	340,332

〔連結貸借対照表注記事項〕

１．有形固定資産の減価償却累計額　2,837 百万円

２．出資１口当たりの純資産　31 円５銭

３．その他会計処理については、親組合の単体貸借対照表に準じております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	6,398	6,731
資金運用収益	5,763	5,661
貸出金利息	5,446	5,350
預け金利息	270	248
有価証券利息配当金	3	19
その他の受入利息	43	43
役務取引等収益	557	561
その他業務収益	37	120
その他経常収益	40	388
貸倒引当金戻入額	14	255
償却債権取立益	1	1
その他の経常収益	24	161
経常費用	5,442	5,452
資金調達費用	397	392
預金利息	325	316
給付補填備金繰入額	3	2
借用金利息	67	70
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	470	440
その他業務費用	2	2
経費	4,501	4,542
その他経常費用	70	74
貸出金償却	16	—
その他の経常費用	53	74
経常利益	956	1,279
特別利益	79	356
固定資産処分益	79	356
特別損失	55	135
固定資産処分損	39	135
減損損失	16	—
税金等調整前当期純利益	979	1,500
法人税、住民税及び事業税	12	14
法人税等調整額	△ 148	1
法人税等合計	△ 136	15
当期純利益	1,116	1,484

〔連結損益計算書注記事項〕
1. 出資 1 口当たりの当期純利益
　　152 円 17 銭
2. その他会計処理については、親組合の損益計算書に準じております。

連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科　目	平成 26 年度	平成 27 年度
（資本剰余金の部）		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	△ 2,258	△ 814
利益剰余金増加高	1,443	1,484
当期純利益	1,116	1,484
その他	327	—
利益剰余金減少高	—	—
その他	—	—
利益剰余金期末残高	△ 814	669

〔連結剰余金計算書注記事項〕
1．連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結リスク管理債権額

（単位：百万円）

区　分		平成26年度	平成27年度
リスク管理債権総額		17,728	17,890
	破綻先債権	311	216
	延滞債権	14,162	14,981
	3ヶ月以上延滞債権	1,842	376
	貸出条件緩和債権	1,412	2,315

（注）
連結子会社に開示すべきリスク管理債権がないことから親組合単体のリスク管理債権額と同一であります。

連結セグメント情報

連結会社は、金融業務のほかに一部で、事業用不動産管理業務、事務代行業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本比率規制への対応

＜単体における事業年度の開示事項＞

自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1．自己資本調達手段の概要

・当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

（単位：百万円）

発行主体	第一勧業信用組合	第一勧業信用組合	第一勧業信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	4,751	12,000	2,000
償還期限	－	－	平成35年3月31日

2．自己資本の充実度に関する評価方法の概要

・当組合の自己資本比率は 7.78%と国内基準である４%を上回っており、経営の健全性・安全性は充分保たれております。

3．信用リスク管理に関する事項

⑴ リスク管理の方針および手続の概要

・信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。 当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を規定した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスク管理を行っております。

・信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」「償却・引当基準」に基づき、適正な引当を行っております。

⑵ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

・当組合における信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の５社を採用しております。 なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
R＆I　JCR　Moody's　S＆P　Fitch

・法人等向けエクスポージャーについては、格付を使用せず、一律リスク・ウェイト 100%としております。

4．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

・当組合は、融資対応力の強化のため人材の育成を図り、特定先、特定業種に偏らず、地域の中小企業・小規模事業者への融資や、個人ローンおよび住宅ローンの推進に重点をおき、信用リスクの削減を行っております。 信用リスクの削減手法として、当組合が取り扱う主要な担保には預金積金等があり、保証としては信用保証協会による保証があります。 担保・保証については、「融資事務手続」により、適切な事務取り扱いならびに適正な管理を行っております。
自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

・派生商品取引は行っておりません。
・長期決済期間取引は行っておりません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

⑴ リスク管理の方針および手続の概要

・当組合は、証券を購入する投資家としての業務と貸出債権を証券化する業務を行っております。 投資業務については、「有価証券関係運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。
また、貸出債権の証券化である中小企業金融公庫のＣＬＯについての採りあげ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法により管理しております。

⑵ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

・当組合は標準的手法を採用しております。

⑶ 証券化取引に関する会計方針

・当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

⑷ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

・証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の５社を採用しています。
R＆I　JCR　Moody's　S＆P　Fitch

7．オペレーショナル・リスクに関する事項

⑴ リスク管理の方針および手続の概要

・当組合では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクについてリスク管理をしております。 事務リスクについては、「事務リスク管理の基本方針」、「事務管理規程」および営業店事務全般に関する「事務手続」により事務リスク管理を行っております。
システムリスクについては、「システムリスク管理の基本方針」、「セキュリティポリシー」および組合内システムの取扱手続に基づきシステムリスク管理を行っております。
法務リスクについては、「法務リスク管理の基本方針」、「法務リスク管理規程」に基づき法務リスク管理を行っております。
風評リスクについては、「風評リスク管理の基本方針」、「風評リスク管理規程」に基づき風評リスク管理を行っております。

⑵ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

・当組合は基礎的手法を採用しております。

8．協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

・出資、株式等のリスクについては、「市場関連リスク管理規程」および「有価証券関係運用規程」に基づいて適正な運用・管理をしており、当組合が抱える市場リスクなどの状況は定期的に理事会・常務会に報告しております。

・当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適切な処理を行っております。

9．金利リスクに関する事項

⑴ リスク管理の方針および手続の概要

・金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「市場関連リスク管理の基本方針」および「市場関連リスク管理規程」に基づき適正な管理を行っております。 リスク管理委員会において、標準的金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量について報告しております。 理事会・常務会への報告も定期的に実施し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールを行っております。

⑵ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

・金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法		内部計算方式を採用しています。
コア預金	対象	流動性預金全般（ただし、別段預金のみ除く）
	算定方法	つぎの３つのうち、最小の額を上限としています。 ①過去５年の最低残高 ②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の 50%相当額
	満期	５年以内（平均 2.5 年）
金利感応資産・負債		預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		99 パーセンタイル値または１パーセンタイル値
リスク計測の頻度		毎　月

自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について（単体）

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	平成 26 年度	経過措置による不算入額	平成 27 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	9,569		10,937	
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,356		11,251	
うち、利益剰余金の額	△ 1,786		△ 314	
うち、外部流出予定額（△）	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,797		1,254	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,797		1,254	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,250		2,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	201		178	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	13,818		14,371	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	77	311	146	220
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	77	311	146	220
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	77		146	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	13,740		14,224	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	159,278		172,108	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	808		716	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	311		220	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	496		496	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	10,993		10,534	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	170,271		182,643	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.06%		7.78%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2．自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	159,278	6,371	172,108	6,884
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	158,462	6,338	171,390	6,855
（ⅰ）ソブリン向け	1,773	70	1,838	73
（ⅱ）金融機関向け	18,636	745	17,690	707
（ⅲ）法人等向け	36,788	1,471	40,471	1,618
（ⅳ）中小企業等・個人向け	30,337	1,213	31,348	1,253
（ⅴ）抵当権付住宅ローン	19,693	787	19,328	773
（ⅵ）不動産取得等事業向け	32,551	1,302	41,602	1,664
（ⅶ）三月以上延滞等	6,386	255	4,272	170
（ⅷ）出資等	275	11	501	20
（ⅸ）その他	12,021	480	14,336	573
うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,077	43	1,077	43
うちその他のエクスポージャー	10,943	437	13,258	530
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	808	32	716	28
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	7	0	1	0
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク	10,993	439	10,534	421
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	170,271	6,810	182,643	7,305

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、信用保証協会等のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
5．「その他」とは（ⅰ）～（viii）に区分されないエクスポージャーです。
6．オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞
$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$ ÷８%
7．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4%

3．信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 ＜地域別、業種別および残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国内	338,641	343,825	223,948	232,364	11,231	2,016	1	5	6,398	6,425
国外	—	524	—	—	—	522	—	—	—	—
地域別合計	338,641	344,350	223,948	232,364	11,231	2,539	1	5	6,398	6,425
製造業	10,834	10,477	10,834	10,425	—	—	—	—	59	72
農業、林業	3	1	3	1	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建設業	9,614	8,922	9,614	8,922	—	—	—	—	18	31
電気・ガス・熱供給・水道業	242	323	242	323	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3,847	3,818	3,846	3,817	—	—	—	—	4	33
運輸業、郵便業	2,641	2,802	2,641	2,802	—	—	—	—	6	6
卸売業、小売業	18,780	16,840	18,780	16,840	—	—	—	—	234	100
金融業、保険業	94,379	99,566	565	68	1	527	1	5	—	—
不動産業	60,012	72,613	59,762	72,363	—	—	—	—	1,825	2,875
物品賃貸業	223	185	223	185	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,575	3,618	3,575	3,618	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4,378	3,002	4,378	3,002	—	—	—	—	854	—
飲食業	5,841	6,018	5,841	6,018	—	—	—	—	46	142
生活関連サービス業、娯楽業	3,032	2,867	3,032	2,867	—	—	—	—	211	—
教育、学習支援業	160	203	160	203	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	926	1,348	926	1,348	—	—	—	—	2	13
その他のサービス	8,040	6,912	8,040	6,912	—	—	—	—	117	127
その他の産業	403	533	403	533	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,243	1,961	—	—	11,228	1,944	—	—	—	—
個人	91,073	92,108	91,073	92,108	—	—	—	—	3,019	3,022
その他	9,382	10,221	—	—	1	67	—	—	—	—
業種別合計	338,641	344,350	223,948	232,364	11,231	2,539	1	5	6,398	6,425
1 年以下	86,427	83,719	40,845	44,008	11,013	23	1	5		
1 年超 3 年以下	54,012	63,978	13,794	13,571	18	207	—	—		
3 年超 5 年以下	34,740	27,545	16,740	22,544	—	1	—	—		
5 年超 7 年以下	22,348	19,292	22,348	19,048	—	244	—	—		
7 年超 10 年以下	21,594	24,501	21,594	19,439	—	2,062	—	—		
10 年超	106,562	111,557	106,562	111,557	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	12,956	13,751	2,063	2,193	200	—	—	—		
残存期間別合計	338,641	344,350	223,948	232,364	11,231	2,539	1	5		

（注）1．「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している者にかかるエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 26 年度	2,029	1,797	——	2,029	1,797
	平成 27 年度	1,797	1,254	——	1,797	1,254
個別貸倒引当金	平成 26 年度	3,864	3,824	——	3,864	3,824
	平成 27 年度	3,824	3,894	——	3,824	3,894
合計	平成 26 年度	5,893	5,622	——	5,893	5,622
	平成 27 年度	5,622	5,149	——	5,622	5,149

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金		貸出金償却	
	期末残高	期末残高		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
製造業	38	39	—	1
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	230	206	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	3	5	—	0
運輸業、郵便業	1,025	1,072	—	—
卸売業、小売業	550	567	1	61
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	1,420	1,513	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	13	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	117	104	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	48	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	—	2	—	—
その他のサービス	27	27	—	—
その他の産業	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人	347	346	15	—
合計	3,824	3,894	16	63

（注）1．当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成 26 年度		平成 27 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0％	—	32,679	—	18,645
10%	—	17,734	—	18,381
20%	93,179	18	98,265	25
35%	—	56,798	—	55,768
50%	—	1,124	—	2,756
75%	—	43,777	—	45,285
100%	—	90,380	—	103,805
150%	—	2,948	—	1,414
250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	93,179	245,462	98,265	246,084

（注）1．格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4．信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,481	14,325	2,253	1,814	—	—
①　ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②　金融機関向け	—	9,816	—	—	—	—
③　法人等向け	965	1,295	182	146	—	—
④　中小企業等・個人向け	1,236	1,423	1,812	1,268	—	—
⑤　抵当権付住宅ローン	261	411	108	72	—	—
⑥　不動産取得等事業向け	785	1,006	—	124	—	—
⑦　三月以上延滞等	27	1	146	195	—	—
⑧　その他	205	371	3	6	—	—

（注）1．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2．上記「保証」には告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3．「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

5．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①　派生商品取引合計	1	5	1	5
（ⅰ）　外国為替関連取引	1	5	1	5
（ⅱ）　金利関連取引	—	—	—	—
（ⅲ）　株式関連取引	—	—	—	—
②　長期決済期間取引	—	—	—	—
合　計	1	5	1	5

6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7．　出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

区　分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	24	24	101	101
非上場株式等	1,330	1,330	1,450	1,450
合　計	1,354	1,354	1,551	1,551

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度
売却益	0	100
売却損	—	2
償　却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度
評価損益	1	▲ 28

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額については、該当ございません。

8． 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	111	222

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。 当組合の金利リスク量は 99% タイル値で計測したものです。

＜連結における事業年度の開示事項＞

自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1．連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点。

当組合には、「金融子会社」等はございません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

当組合グループの子会社は、恒信サービス株式会社のみであります。

恒信サービス株式会社は当組合の有形固定資産の管理および事務代行を主義務としております。

(3) 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに主要な金融業務を営む関連法人等の名称および主要な業務の内容

該当ございません。

(4) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。 以下この号において「法」という。）第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第二号に掲げる会社または法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第七号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容

該当ございません。

(5) 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

特に定めておりません。

以下の事項（2～9）については単体と同様となっております。

2．自己資本調達手段の概要

3．連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

4．信用リスク管理に関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

5．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

6．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

7．証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

(3) 証券化取引に関する会計方針

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

8．オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

9．出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

10．金利リスクに関する事項

連結における金利リスクは、損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため算定しておりません。

自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について（連結）

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	平成 26 年度	経過措置による不算入額	平成 27 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	10,541		11,921	
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,356		11,251	
うち、利益剰余金の額	△ 814		669	
うち、外部流出予定額（△）	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,797		1,254	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,797		1,254	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,250		2,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	201		178	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	14,789		15,354	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	100	400	147	220
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	100	400	147	220
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	100		147	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	14,689		15,207	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	160,268		173,151	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	897		716	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	400		220	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	496		496	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	10,991		10,536	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	171,260		183,687	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.57%		8.27%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2．自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	160,268	6,410	173,151	6,926
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	159,364	6,374	172,432	6,897
（ⅰ）ソブリン向け	1,773	70	1,838	73
（ⅱ）金融機関向け	18,636	745	17,691	707
（ⅲ）法人等向け	36,788	1,471	40,471	1,618
（ⅳ）中小企業等・個人向け	30,337	1,213	31,348	1,253
（ⅴ）抵当権付住宅ローン	19,693	787	19,328	773
（ⅵ）不動産取得等事業向け	32,383	1,295	41,380	1,655
（ⅶ）三月以上延滞等	6,386	255	4,272	170
（ⅷ）出資等	25	1	251	10
（ⅸ）その他	13,340	533	15,850	634
うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,077	43	1,077	43
うちその他のエクスポージャー	12,262	490	14,772	590
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	897	35	716	28
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	7	0	1	0
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク	10,991	439	10,536	421
ハ．連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	171,260	6,850	183,687	7,347

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４%
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、信用保証協会等のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
5．「その他」とは（ⅰ）～（viii）に区分されないエクスポージャーです。
6．オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）× 15%
÷８%
直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数
7．連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×４%

3．信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 ＜地域別、業種別および残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国内	339,729	344,933	223,780	232,143	11,231	2,016	1	5	6,398	6,425
国外	—	524	—	—	—	522	—	—	—	—
地域別合計	339,729	345,457	223,780	232,143	11,231	2,539	1	5	6,398	6,425
製造業	10,834	10,477	10,834	10,425	—	—	—	—	59	72
農業、林業	3	1	3	1	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建設業	9,614	8,922	9,614	8,922	—	—	—	—	18	31
電気・ガス・熱供給・水道業	242	323	242	323	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3,847	3,818	3,846	3,817	—	—	—	—	4	33
運輸業、郵便業	2,641	2,802	2,641	2,802	—	—	—	—	6	6
卸売業、小売業	18,780	16,840	18,780	16,840	—	—	—	—	234	100
金融業、保険業	94,380	99,567	565	68	1	527	1	5	—	—
不動産業	59,594	72,142	59,594	72,142	—	—	—	—	1,825	2,875
物品賃貸業	223	185	223	185	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,575	3,618	3,575	3,618	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4,378	3,002	4,378	3,002	—	—	—	—	854	—
飲食業	5,841	6,018	5,841	6,018	—	—	—	—	46	142
生活関連サービス業、娯楽業	3,032	2,867	3,032	2,867	—	—	—	—	211	—
教育、学習支援業	160	203	160	203	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	926	1,348	926	1,348	—	—	—	—	2	13
その他のサービス	8,040	6,912	8,040	6,912	—	—	—	—	117	127
その他の産業	403	533	403	533	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	11,243	1,961	—	—	11,228	1,944	—	—	—	—
個人	91,073	92,108	91,073	92,108	—	—	—	—	3,019	3,022
その他	10,887	11,798	—	—	1	67	—	—	—	—
業種別合計	339,729	345,457	223,780	232,143	11,231	2,539	1	5	6,398	6,425
1 年以下	86,260	83,577	40,677	43,865	11,013	23	1	5		
1 年超 3 年以下	54,012	63,978	13,794	13,571	18	207	—	—		
3 年超 5 年以下	34,740	27,545	16,740	22,544	—	1	—	—		
5 年超 7 年以下	22,348	19,214	22,348	18,970	—	244	—	—		
7 年超 10 年以下	21,594	24,501	21,594	19,439	—	2,062	—	—		
10 年超	106,562	111,557	106,562	111,557	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	14,211	15,078	2,063	2,193	200	—	—	—		
残存期間別合計	339,729	345,457	223,780	232,143	11,231	2,539	1	5		

（注）1．「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している者にかかるエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	2,028	1,797	――	2,028	1,797
	平成27年度	1,797	1,254	――	1,797	1,254
個別貸倒引当金	平成26年度	3,864	3,824	――	3,864	3,824
	平成27年度	3,824	3,894	――	3,824	3,894
合計	平成26年度	5,892	5,622	――	5,892	5,622
	平成27年度	5,622	5,148	――	5,622	5,148

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金 期末残高		貸出金償却	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
製造業	38	39	―	1
農業、林業	―	―	―	―
漁業	―	―	―	―
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―
建設業	230	206	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―
情報通信業	3	5	―	0
運輸業、郵便業	1,025	1,072	―	―
卸売業、小売業	550	567	1	61
金融業、保険業	―	―	―	―
不動産業	1,420	1,513	―	―
物品賃貸業	―	―	―	―
学術研究、専門・技術サービス業	13	8	―	―
宿泊業	―	―	―	―
飲食業	117	104	―	―
生活関連サービス業、娯楽業	48	0	―	―
教育、学習支援業	―	―	―	―
医療、福祉	―	2	―	―
その他のサービス	27	27	―	―
その他の産業	―	―	―	―
国・地方公共団体等	―	―	―	―
個人	347	346	15	―
合計	3,824	3,894	16	63

（注）1．当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	―	32,679	―	18,645
10%	―	17,734	―	18,381
20%	93,180	18	98,266	25
35%	―	56,798	―	55,768
50%	―	1,124	―	2,756
75%	―	43,777	―	45,285
100%	―	91,467	―	104,910
150%	―	2,948	―	1,414
250%	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	93,180	246,549	98,266	247,190

（注）1．格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4．信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,481	14,325	2,253	1,814	－	－
①　ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
②　金融機関向け	－	9,816	－	－	－	－
③　法人等向け	965	1,295	182	146	－	－
④　中小企業等・個人向け	1,236	1,423	1,812	1,268	－	－
⑤　抵当権付住宅ローン	261	411	108	72	－	－
⑥　不動産取得等事業向け	785	1,006	－	124	－	－
⑦　三月以上延滞等	27	1	146	195	－	－
⑧　その他	205	371	3	6	－	－

（注）1．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2．上記「保証」には告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3．「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

5．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①　派生商品取引合計	1	5	1	5
（ⅰ）　外国為替関連取引	1	5	1	5
（ⅱ）　金利関連取引	－	－	－	－
（ⅲ）　株式関連取引	－	－	－	－
②　長期決済期間取引	－	－	－	－
合　計	1	5	1	5

6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7．出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

区　分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	24	24	101	101
非上場株式等	1,080	1,080	1,200	1,200
合　計	1,104	1,104	1,301	1,301

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度
売却益	0	100
売却損	－	2
償　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度
評価損益	1	▲ 28

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額については、該当ございません。

～地域とのふれあいを大切にし、皆さまの幸せに貢献いたします。～

気軽で温かみのある

第一勧業信用組合

発行　第一勧業信用組合　経営企画部
年月　平成 28 年 7 月
住所　〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-13
電話　（03）3358-0811（代表）
URL　http://www.daiichikanshin.com/